

平成25年第6回上里町議会定例会会議録第4号

平成25年9月19日(木曜日)

本日の会議に付した事件

日程第24 一般質問について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	木村隆之君
総合政策課長	石原秀一君	町民福祉課長	飯島雅利君
健康保険課長	関口静君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君
まち整備環境課長	坂本浩之君	産業振興課長	野田浩一郎君
学校教育課長	谷木章二君	学校指導室長	浅見榮君
生涯学習課長	坂本正喜君	図書館長	桑原正明君
郷土資料館長	桑原正明君		

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 係長 戸矢信男

開 議

午前9時2分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第24 一般質問について

議長（高橋正行君） 日程第24、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告順に発言を許可いたします。

8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 皆さん、おはようございます。議席番号8番の新井實でございます。議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問におきましては、大きな項目で7項目でございます。

まず(1)として町立図書館の運営方法について、(2)としまして小型家電リサイクル法への参加と回収について、(3)給食アレルギー対策について、(4)デマンド交通の導入について、(5)上里サービスエリア周辺地区整備事業の進捗状況について、(6)いじめ防止対策推進法に対する取り組みについて、(7)体罰の再発防止策について、以上7項目であります。

それでは、(1)から順番に一般質問をさせていただきます。

(1)町立図書館の運営方法について、上里町立図書館の運営における指定管理者制度の導入について。

最近、民間企業やNPO法人に運営を委託する公共図書館が増えております。今年度から大手レンタル業者が参加した佐賀県の武雄市図書館では、来館者が急増し、機能拡大の手法に注目が集まっています。

今、町の図書館に求められているサービスは何か。その管理・運営・サービスについて、時代と共に様々なニーズが起こり、制度によって選択肢が広がり、利点を上手に利用すべきであります。

CCCを指定管理者にした武雄市図書館が4月にオープンし、来館者数はわずか2カ月で20万人を突破、前年同期の4.7倍で、貸し出し数も約2倍に増えました。人口5万人程度の市の施設に県外からも大勢の人が訪れるほど反響を呼んだのは、一般の図書館の工夫が乏しく物足りないからであります。それに尽きるのではないのでしょうか。

武雄市図書館内の書籍・雑誌の販売やCD・DVDレンタル、コーヒーチェーン・スターバ

ックスの出店は、樋渡啓祐市長がお願いしたとのことであります。

全国的に見て、図書館の利用者は国民の20%の少数派が、図書館はこうあるべきだと言い過ぎて、一般の人が余り来ない。T S U T A Y Aもスターバックスも図書館の魅力をいろいろな人に伝え、本の良さを知ってもらうためのきっかけで、それ自体が目的ではないようであります。

開館時間は午前9時から午後9時まで年中無休ですが、それでも来館者を吸収し切れなくなりつつあるとのこと、そこで午後11時まで延長し、9時以降にはライブや講演会を開いたり、体験型施設や飲食コーナーの増設も市長は検討しています。

図書館は無料貸し本屋ではありません。居心地のよい空間で本の素晴らしさを体験してもらうために蔦屋書店・スターバックスと図書館の良さをミックスしたいと考えたと武雄市長は言っております。

C C Cとは、カルチャー・コンビニエンス・クラブの略、C D・D V DのレンタルのT U T A Y Aは蔦屋書店の運営会社であります。武雄市図書館の場合、C C Cへの委託費は年間1億1,000万円、市は直接運営より5%のコスト減につながると見込んでいます。

だから私は、C C Cへの業務委託は経費節減ばかりが目的ではなく、自動貸し出し機を導入し、利用者にT S U T A Y Aのポイントを付与するのも、司書を減らすためではなく、彼らを貸し出し業務から解放し、利用者に本を勧める本来の業務に専念してもらうためだと考えています。

これからの図書館に必要なのは大衆化だと思います。今まで来なかった人いかにリーチするか、それが公共施設としての役割。本だけではなくC DもD V Dも並列して置くことで複合的に町民にリーチしていく「知の集積点」であるべきであり、貸し出しや検索機能だけに終わらず、町民が訪れる動機を増やし、居心地の良い空間を創り、「図書館革命」及び「公共空間革命」も同時に進めて考えて取り組んでいただきたいと思います。町長と教育長の見解をお伺いいたします。

(2)小型家電リサイクル法への参加と回収について。

今年4月1日に施行された小型家電リサイクル法への上里町の参加と回収方法について。

小型家電リサイクル法が今年4月1日施行されました。使用済みの電子機器類を回収し、貴金属、レアメタル(希少金属)などの再資源化を目指しています。国の制度ですが、自治体が主体となって回収することになっています。

回収の対象は、携帯電話端末、パソコン、電子レンジなど、テレビやエアコンなど家電リサイクル法で回収されるもの以外のほぼ全ての小型家電であります。実際にどの製品を回収するかは自治体に任されています。

回収に当たっての消費者の費用負担は原則なし、回収後は国の認定を受けたリサイクル業者が分別や金属の抽出を行う精錬業者への引き渡しを行います。

実施は自治体の責務だが、この4月から小型家電リサイクル制度に全国の自治体の過半数が既に制度に参加したか参加の意向を示していることは、6月15日、環境省が5月に実施したアンケート調査でわかりました。

アンケート調査では、全国約1,700の市区町村のほぼ全てが回答、このうち半数以上が既にリサイクルを実施、今後実施の意向などと回答しました。

都道府県別で最も取り組みが進んでいるのが埼玉、石川、香川の3県で、全国の市町村が制度に参加済みか参加の意向を示しました。また、富山県では15市町村のうち、参加済みが13で、参加の意向を示したのは1だったとのこと。

上里町は、小型家電リサイクル法への対応について、参加済みなのか、参加への意向なのか、それとも参加しないのか、その見解について関根町長にお伺いいたします。

また、小型家電リサイクル法へ参加した場合、及び参加する意向の場合、その回収方法は自治体で決めなければなりません。専用箱でのボックス回収、現行のごみ収集に新たな区分を設けるステーション回収、収集した不燃ごみなどの中から選別するピックアップ回収、清掃工場などへの持ち込み、消費者が自治体に引き取りを依頼する個別訪問回収など7パターンがあるようですが、上里町では、参加した場合、前記7種類のうちどの回収方法を採用し、回収に何品目を取り扱うのか、関根町長にそのお考えをお聞かせください。

制度開始に便乗し、一般廃棄物処理業の許可を受けないで違法回収業者が消費者を勧誘することが懸念されております。環境省は、法に従ってリサイクルを行う自治体や業者に小型家電再資源化マーク、イラストを発行し、回収ボックスには今後このマークが張られるとのこと、念のため携帯電話やパソコンなどの個人情報、デジタルカメラ本体に記録した画像などは消去してから廃棄するように、町は町民に対して周知に力を入れていただきたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

(3)食物アレルギー対策について。

給食アレルギー対策における再発防止の具体策の推進について。

昨年12月に東京都調布市の市立小学校で、乳製品にアレルギーのある女子児童が給食後に死亡した事故を受け、文部科学省の有識者会議は、7月29日、再発防止に向けた中間報告をまとめました。中間報告では、食物アレルギー事故は全国どこの学校でも起こり得るとして、教職員個人はもとより学校全体で対応することの重要性を指摘しております。

このため、国が2008年に全校配布しているアレルギー対応のガイドライン（対応指針）の活用徹底をはじめ、各学校の状況に合わせたマニュアルづくりの促進や、校長などの管理職のほ

か、一般の教職員、栄養教諭など職種に応じた研修の必要性を訴えています。

また、食物アレルギーの重篤な症状であるアナフィラキシーショックが発生した場合、教職員が症状を緩和する自己注射薬（製品名「エピペン」）を適切に使用することができるように日頃から専門の医師や消防署との間で情報共有を行うなど連携していくことが重要であると指摘しています。

文部科学省は、8月から食物アレルギー対応に関する実態調査を全国の小中学校約500校を抽出して実施、ガイドラインの使用状況や誤食事故の事例、給食の対応などについて調査を始めます。有識者会議は、来年3月を目途に最終報告をまとめる方針であります。

以上のような国の食物アレルギー対応と対策を受け、今後、上里町及び町教育委員会は、各学校に対してどのような食物アレルギーへのチェック体制の強化を実施し、また、エピペンの投与手順を確立していくつもりなのか、関根町長及び下山教育長に、そのお考えをお聞かせください。

上里町は、本庄市と共同で学校給食に複数校分をまとめて作るセンター方式を採用していますが、どんな方式が良いかは設置者である市町村が決めます。どんな設備が望ましく、どう予算配分するかも自治体や教育委員会の方針によるわけです。

今までは全国的に食物アレルギーが命に直結することへの認識が薄かったように思われます。通常の調理の片手間にできることではないのに、ともすれば現場の栄養教諭や調理員に任せきりといった自治体が少なくなかったようであります。

学校及び学校給食を作るセンターでの栄養教諭、栄養職員は、保護者からの要望を受けて安全な給食を提供したいと手探りで工夫を重ねています。しかし、十分でない施設で無理をすると作業は複雑になり、事故につながりかねません。

上里町では、教育委員会の担当者や学校長らが現在どのように調理の実態を把握し、また、安全な施設整備を図ることが喫緊の課題かを把握し、また、そのための予算をどれだけ配分するかで子どもたちを守る姿勢が問われるわけですので、関根町長及び下山教育長に学校及び学校給食センターの調理実態と安全な施設整備に対する見解をお伺いいたします。

(4) デマンド交通の導入について。

利用客の少ないコミュニティバスの不振路線の代替として、デマンド交通の導入について。まず、上里町のコミュニティバス3路線について、1路線当たり1日何人ぐらいの乗降客があり、それは1カ月当たりでは3路線での乗降客は合計で何人ぐらいになり、また、コミュニティバスの1日及び1カ月当たり人件費を含めてどのぐらいの費用がかかっているのか、関根町長にお伺いいたします。

ところで、最近、埼玉県内の自治体で、利用者の要望に応じて車両を運行するデマンド交通

が増えています。埼玉県内でデマンド交通を導入した自治体は、2006年に運行を開始した旧騎西町（現加須市）を皮切りに、北本市、鳩山町、深谷市など7市町に上ります。当初は、過疎地など公共交通の空白地域として運行する自治体が多かったが、最近では深谷市など利用の少ないコミュニティバス路線の代替として導入する傾向が強まっています。

新たに10月から本庄市、川越市、行田市の3市がデマンド交通を運行するとのことですが、これは利用客の少ないコミュニティバスの不振路線の代替として実証実験を含めて走らせませす。財政効率の向上を理由に同様の動きは、久喜市でも10月から導入するなど、今後さらに広がる可能性が高くなっています。

本庄市が10月1日からデマンド交通を導入するのは、旧本庄市市街地の北部、同南部、旧児玉町市街地、旧児玉町山間地域の計4地域、ほぼ市内全域に及びます。これまで旧児玉町山間地域は「いずみ号」、同地域を除く3地域は「市内循環バス」と呼ぶコミュニティバス（計7路線、1日各4便）が走っていましたが、財政支出の割に利用が少ないことを理由に9月末で運行を終了するとのこと。

デマンド交通では、利用者は前日までに事前予約をすれば乗車できるが、あらかじめ市が設定した乗降ポイント間でしか利用できません。現行のコミュニティバスと比べ「サービスの利便性が向上する」（企画課）と言います。運行地域は4地域とも若干広がり、乗降ポイントも循環バスの運行エリアに限ると公共施設や医療機関、商業施設など計400カ所と、現在のほぼ倍に増えるようです。循環バスと比べると土曜日にも新たに運行、運賃は受益者負担を求め現在の無料から300円均一にするとのこと。

上里町のコミュニティバスも、私が個人的に時々見ている、また町民の多くの人たちに聞いても、乗り乗っている人を見たことがないというような状況で、さらに円安で燃料も上昇するばかりですので、どう見てもこのコミュニティバスは不採算事業だと私は思います。

上里町も本庄市のように財政効率の向上を考え、コミュニティバスからデマンド交通に経営形態を変え、少々の町民の負担も考慮した上で、来年あたりからデマンド交通の導入を要望したいと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

(5)上里サービスエリア周辺地区整備事業の進捗状況について。

上里サービスエリア周辺地区整備事業における上下線の造成及び企業誘致の進捗状況について。

上里町土地開発公社が上里町サービスエリア周辺地区に整備中の産業団地の上り線側に4月、A・B・C・Dの4区画を公募したところ、B区画は米菓菓子製造及び販売メーカーである株式会社中央軒煎餅、C・D区画をバームクーヘンや洋菓子などの製造メーカーである株式会社シェリエの2社が立地されることを町当局から説明を受けておりますが、その後、A区画の販

売は今現在どのようになっているのでしょうか。関根町長にお伺いいたします。

また、駐車場と農村公園の立地部分における農産物の直売所と農産物や食料品等の加工所の企業誘致の見通しはどうなったのか、関根町長にお伺いいたします。

また、下り線側の11.3ヘクタール部分の造成部分も6月末現在では、ほとんど完成に近い状況になっておりましたが、その後、造成はいつ完成し、正式な公募は既にできるようになったのか、それとも既に公募が実施され、それなりの企業の問い合わせがあったり、または進出する企業にある程度目鼻がついてきたのか、関根町長にお伺いいたします。

(6)いじめ防止対策推進法の法制化に対する取り組みについて。

いじめ防止推進法が法制化され、今週にも施行されるとのことである中で、学校などでのいじめ防止対策の効果的な推進方法や教育現場で何が変わるのかについて。

いじめ防止対策推進法が6月21日、参議院本会議で可決、成立しました。法制化によりいじめ対策が一步前進したと言えるでしょう。子どもたちを苦しめている悪質ないじめの抑止につながなければなりません。今秋にも施行されるとのことです。

上記の法律について、関根町長と下山教育長にお伺いいたします。

(イ)まず、なぜこの法律ができたのか。(ロ)できた法律の主な特徴。(ハ)法律ができたことで学校は今後どう変わるか。(ニ)実際にいじめが起きたときの対応は。(ホ)悪質ないじめの対応は。(ヘ)自治体はどう変わるか。(ト)文部科学省のいじめ対策の今後についてどう見るか。

以上7項目について、関根町長、下山教育長の見解をお聞かせください。

(7)体罰の再発防止について。

文部科学省がまとめた体罰調査の最終報告書を受けて、今後の町教育委員会と現場の対応・対策について。

今回の体罰アンケート調査は大阪市立桜宮高校の体罰自殺問題を受け実施されました。文部科学省がまとめた体罰調査の最終報告によりますと、昨年度、全国の国公私立の小中高などの1割に当たる4,152校で6,721件の体罰が確認されました。被害に遭った児童生徒数は1万4,208人に上っています。

これだけ多くの体罰が起きていた事実を教育現場は深刻に受け止めるべきであります。再発防止につながなければならないと思います。

上里町教育委員会は、上記の文部科学省の体罰に関する全国のアンケート調査を受けて、各学校の教育現場の中で児童や生徒に対する教師の体罰に関する対応と対策をどのように考え、指導していくのか、下山教育長にその見解をお伺いいたします。

これで1回目の質問を終了させていただきます。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） それでは、新井議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思
います。

最初に、1番の町立図書館の運営方法について、の上里町図書館の運営における指定管理
者制度の導入についての御質問でございます。

初めに、指定管理者制度の目的についてですが、多様化する住民ニーズに対し、効果的で効
率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しながら住民サービスの向上を図る
と共に経費の節減等を図ると定義されており、公共施設の管理について、従来の自治体の直営
管理から指定管理による民間による管理が可能となっているものでございます。

図書館も開館以来、はや20年を経過しようとしておりますが、これまでに町民はもとより多
くの皆さんの利用をいただいておりますが、利用者からは、祝日の開館や開館時間の延長など
について、たくさんの声をいただいております。そうした要望を受け、学校の夏休み期間
に限り開館時間を延長してまいりましたが、更なる開館日数等の拡大を図るために、人的な面
など大変難しい課題があるわけでございます。

新井議員から、武雄市の図書館が指定管理者制度を導入し、年中無休を実現していると紹介
されましたが、本町でも庁内に検討委員会、プロジェクトを組織し、指定管理者制度の導入事
例を中心に調査検討を進めてまいりました。

9月の議会で図書館の設置及び管理条例の一部改正をさせていただきましたように、指定管
理者制度の導入により一層のサービス向上を図ることとしたところでございます。議会に
おいて条例の一部改正を御議決いただきましたので、今後は募集、選定などの事務手続を進め、
円滑な導入、移行を進めてまいりたいと思ます。

なお、図書館の運営については、教育委員会が所管しておりますので、教育長より答弁をさ
せていただきたいと思います。

次に、2番の小型家電リサイクル法の参加と回収について、の今年4月1日に施行されま
した小型家電リサイクル法への上里町の参加と回収方法についての御質問でございます。

御質問にあります回収の実施につきましては、平成26年度より開始する予定で、現在準備を
進めておるところでございます。

埼玉県内では、31の市町村で実施をしていて、実施に向けて整備中が上里町を含めて32市町
となっております。

この法律では、リサイクル回収の実施や方法は市町村単位での実施となっておりますが、児

玉田市では一般廃棄物の処理を広域市町村圏組合で行っておりますので、広域内で統一した方法で実施していくように調整を進めておるところでございます。

回収を予定している機器につきましては、国が使用済み小型電子機器等の回収に係るガイドラインで示されている特定対象品目のうちで、希少金属の回収に有効な携帯電話やPHS、ゲーム機などサイズの小さい17種類の機器を回収する方向であります。

次に、回収方法ですが、回収する機器には携帯電話やPHSなどの個人情報を持つ機器があり、個人情報に対する対策が必要となります。ガイドラインにおいても個人情報や回収物盗難防止などへの対策が求められておりますので、安全を考慮して役場庁舎内で回収ボックスを設置して回収する予定になっておるところでございます。

また、このボックスで回収することができないパソコンや扇風機などの家電製品類の回収につきましては、収集所での回収では持ち去りなどの問題がありますので、リクエスト収集や回収日を設けるなど、別な方法を検討しているところでございます。

小型家電の回収につきましては、将来的にはより多くの品目の回収を行う必要がありますので、効率的で安全な方法で実施してまいりたいと考えております。

今後、回収品目や回収方法が決まり次第、ホームページや広報かみさなどで周知を図りまして御協力を求めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、給食アレルギー対策について、給食アレルギー対策における再発防止の具体的な推進についてでございます。

議員お話しのように昨年12月に東京都調布市の小学校で食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後、アナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという痛ましい事故が発生しました。

このような事故をなくすには、学校現場において食物アレルギーによるアナフィラキシー発症時に教職員の適正な対応が求められます。また、学校給食を提供する給食センターでは、食物アレルギーの除去食をはじめ、調理の実態を把握し、安全な施設を整備することは大変重要なことと考えております。

なお、給食アレルギー対策についての御質問につきましては、教育に関するところでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

続きまして、4番のデマンド交通の導入について、の利用客の少ないコミュニティバスの不振路線の代替としてデマンド交通の導入についての御質問をいただいたわけでございます。

上里町の町内循環バスにつきましては、町内に6路線がございますが、業者に業務委託して3台のバスで各路線1日4回周回しております。平成25年4月から、乗降状況になりますが、利用者は1日当たり平均して約50人となっております。1カ月当たりでは6路線合計して約

1,100人となりました。

総利用者数の推移につきまして、過去5年間で申し上げますと、平成20年度が9,918人、平成21年度が9,149人、平成22年度が9,593人、平成23年度が9,602人と、大体9,500人前後で推移をしておりました。利用者からも、もう少し利用しやすくしてほしいとの要望を受け、主要公共機関や大型商業施設にも立ち寄れるように平成24年度から一部コースの見直しを行ったところでございます。その結果、平成24年度の総利用者数は1万1,835人と、前年対比で23%増となりました。

また、1カ月当たりの経費ですが、人件費を含めて業務委託料が約110万円です。1日当たりに換算しますと約3万6,000円程度となります。

さて、コミュニティバスの代替としてデマンド交通の導入についてでございますが、確かにここ数年、財政負担の低減や公共交通空白地帯の解消に向け、デマンド型の交通を導入する自治体が増えております。児玉郡市内でも今年度の秋に本庄市も導入されると聞いております。

御承知のとおり、デマンド型の交通とは、利用者の需要、要求に合わせ、予約した乗客がいるところを運行する乗用乗り合い型の交通手段をいいます。一時期はコミュニティバスに行き詰まったら全てを解決してくれるのがデマンド型の交通であるといった捉え方もありましたが、導入された自治体の地理的条件や地域性によっては、必ずしも効果的な運行ができていないという事例もたくさん出てきておるところでございます。

こうした状況を踏まえ、町では先進地を視察するなどして調査研究を進めてまいりましたが、デマンド型の交通を導入するに当たっては事前に検討すべき課題があることがわかりました。例えば、事前予約が必ず必要なので煩わしいこと、毎回走る経路が違うために目的までの所要時間がどれくらい、かかるかわからないので決まった時間で利用したい人には向かないこと、予約に応じて経路を設定するコンピューターシステムなどの仕組みや人員が必要になること、結果的に利用者がいないときも車両とドライバーは確保しておく必要があり、走っていない時も費用は発生しておることなど挙げられます。

特にランニングコストの面で言えば、多くの人に利用してもらわなければ採算が合わないことになり、財政面では、今のコミュニティバスの約3倍程度の負担となる可能性もあり、費用対効果も望めない状況も考えられます。

また、コミュニティバスを利用していた人たちも利用しなくなってしまう事例も少なくないことがわかったわけでございます。

そうは言いましても、デマンド型の交通は路線定期型交通では対応できない広い居住地をカバーできる点や、輸送効果の効率の良い点など、注目すべき点が多くあると考えられます。このデマンド型交通は、内容は単に一つではなく、その種類は複雑で、運行方式、運行ダイヤ、

発着地の自由度の組み合わせによる様々なタイプ・パターンに分類されます。どのパターンが上里町に適しているのか、町民のニーズを調査し、地域性を勘案した上で検討する必要があります。

どのような人を対象に、どのような移動に対し、どのような輸送サービスを提供できるのかなど、運行目的を明確にし、路線バスや現行のコミュニティバス、更にはタクシー助成まで範囲を広げ、あらゆる交通手段と比較検討し、地域の公共交通ネットワークを形成する上で何が必要なのかを見きわめていきたいと思えます。

方向性については、コミュニティバスの老朽化もございますので、平成26年度中には出していきたい、このように考えておるところでございます。

次に、5番の上里サービスエリア周辺整備事業の進捗について、の上里サービスエリア周辺地区整備事業における上下線の造成及び企業誘致の進捗状況についての御質問をいただいたので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、上り線側の産業団地分譲状況ですが、3区画については土地売買予約契約を去る4月に2社と締結をいたしました。残り1区画につきましては、引き続き企業誘致活動に努めているところでございますが、具体的な話までには至っておりません。引き続き2月に実施した公募での食品関係製造業という方針を堅持しながら、企業誘致を実施してまいりたいと考えております。

次に、農村公園の整備についてでございますが、関東農政局の農地転用許可申請において、約7,500平米に農産物直売所、物産館、農村レストランを整備することとしております。土地造成工事も完了いたしましたし、産業団地の分譲も進んでまいりましたので、整備に向けた環境が整いつつあると考えております。

今後、実施主体、運営方法、施設整備などの基本計画の策定が必要になってまいりますし、運営方法についても関係団体の意見交換を行うなどの準備を進めなければならないと考えております。このため、これらに係る予算措置について検討してまいりたいと考えております。

次に、上里サービスエリア周辺地区整備事業における進捗状況でございますが、土地造成工事ははじめとする整備工事は今年5月をもって完了し、公社の完成検査を行い、施設の引き渡しを受けたところでございます。その後、開発行為をはじめとする完了検査を受検したところでございます。

なお、下り線側については、開発許可上の変更協議手続について、熊谷建築安全センターと調整を今行っておるところでございます。

次に、下り線側の産業団地の公募についてですが、御案内のように上り線側の産業団地を先行して実施し大変良いスタートが切られましたが、下り線側についても、同様の適当な時期を

見て公募を検討してまいりたいと思っております。先ほど申し上げましたように開発行為などの各種事務手続を早期に終了し、できるだけ早い時期に具体的な公募スケジュールを作成していきたい、このように考えておるところでございます。

次に、進出企業の目途についてのお話でございますが、これまでに関係機関や企業への情報提供、企業訪問などを実施し、同産業団地の立地性の良さをPRしてまいりました。また、企業誘致には時間も要しますし、何よりタイミングということが重要なようでありますので、引き続き企業動向などの情報収集を根気よく行い、企業誘致に結びつくよう、全力で取り組んでまいりたいと思いを新たにしておるところでございます。

次に、いじめ対策推進法の法制化に対する取り組みについて、いじめ防止法が法制化され、今週にも施行されるとのことである中で、学校などのいじめ防止対策の効果的な推進方法や教育現場で何が変わるかについての御質問でございます。

与野党の議員立法により、いじめ防止対策推進法が6月21日の参議院本会議で可決、成立をいたしました。平成23年度に悪質ないじめによる、中学2年生が自らその命を絶つという深刻ないじめが発生し、大きな社会問題となったことは記憶に新しいことであり、この法案提出に大きな影響を与えたと考えております。

本町では、教育行政重点施策の一つにいじめの防止を掲げ、様々な取り組みをしてきたところでございます。

学校は、安心・安全な学び場であることが当然のことでございます。学校では、いじめを防止し、あった場合には早急に発見し解決する必要があります。学校からいじめを根絶しなければならないわけでございます。

なお、いじめ防止対策推進法によるいじめ防止の対策の効果的な推進方法や、学校現場が何が変わるかについての御質問につきましては、教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） おはようございます。

新井議員の私に対する質問に順次答弁させていただきます。

まず最初に、町立図書館の運営方法について、上里町立図書館の運営における指定管理者制度の導入についてお答えいたします。

最近の図書館の指定管理制度の導入は、県内では、伊奈町、富士見市など7市町で導入され、

問題なく運営されていると聞いております。

県外では、武雄市図書館のように書店やカフェを併設し、集客力を高め、図書館来館のきっかけにしようとする館も出てきました。

当町におきましては、公立図書館見直し検討委員会での指定管理者制度導入について検討してまいりましたが、図書館は今までどおりの生涯学習の場として位置づけております。

今までどおりの生涯学習の場という形を踏襲し効果を上げるために、日々の業務内容や催しが記載させた仕様書を提示するとともに、指定希望者からは仕様書の内容以外に独自の具体的な事業計画を提案していただく予定でございます。

仕様書の内容の一例ですが、初めての人が図書館を利用するきっかけとなる、館内で催す絵本の読み聞かせや、小学校と連携して図書館員が小学校へ出向き本の読み聞かせをする学校訪問、館内で映画を上映する子どもシアター、一般の利用者向けには古典文学講座といった講座を実施、開設を義務づけております。

また、図書館の命である図書・雑誌はもちろんのこと、CDやDVDの収集についても仕様書に盛り込むとともに提案を求め、更なる充実を目指すこととしております。

指定管理者の選定に当たっては、仕様書の内容を踏まえてもらうとともに、民間事業者としてのノウハウを生かした独自の提案を盛り込んだ事業計画を判断材料として決定してまいります。

武雄市図書館が取り入れました飲食できる休憩棟の設置により居心地のよい空間をつくり、図書館革命及び公共空間革命も同時に進めて、考えて取り込んではその御提案をいただきましたが、上里町では図書などの資料を利用者に提供する生涯学習の場という図書館本来の役割の充実を第一と考えておりますので、今後の課題として研究してまいりたいと思います。

これからは、指定管理者を公募、選定し、来年度から導入できるよう準備を進めているところでありますが、導入、選定に際しては、開館時間の延長や閉館日の削減などの運営内容も含めまして、町民に愛され、利用者へのサービスが更に向上するよう進めてまいりたいと考えております。

次に、給食アレルギー対策について、給食アレルギー対策における再発防止の具体策の推進について答弁させていただきます。

議員お話しのように昨年12月に東京都調布市の小学校で食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後、アナフィラキシーショックの疑いで亡くなるという痛ましい事故がありました。上里町教育委員会では、その後の国や県の対応を受け、新年度から学校給食の実施に当たっては、学校給食実施基準の一部改正についての通知や食に関する指導の手引等を参照し、改めて食物アレルギー等を有する児童生徒に対応する校内体制を再確認するよう各学校を指導したと

ころでございます。

さて、御質問の各学校でどのように食物アレルギーヘチェック体制を強化するのかについてお答えいたします。

教育委員会では、6月の校長会において、各学校に対し、学校給食における食物アレルギーに対する教職員の緊急対応マニュアルの見直しを指示し、全小中学校でマニュアルの見直しが完了しております。

学校は、緊急対応マニュアルを食物アレルギー事故予防に向けた対応とアナフィラキシー事故が発生した際の対応について、3つの様式でまとめてあります。

1つは、給食センターと学校で食物アレルギーにどう対応するかをフローチャート形式で示したものです。これにより保護者と面談で、どのようなことを確認すれば良いかや、給食センターへは何を依頼できるかなど、食物アレルギーの事故予防について全教職員の理解を確実に図ることができました。

もう一つは、アナフィラキシー発生時に救急車の要請をはじめとする学校の対応について、もう一つは、アナフィラキシーを発生した児童生徒への対応についてまとめたものでございます。

これらにより、各学校での緊急時にマニュアルに沿って確実に対応できると考えております。

また、マニュアルには、アレルギー発症時に児童生徒にどのような症状があらわれるのかや、エピペンをどのタイミングで接種するかについても明記してございます。

次に、エピペンの投与手順の確立についてお答えします。

エピペンとは、御存じのようにアナフィラキシーがあらわれたときに使用し、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤です。

平成20年に文部科学省は、学校のアレルギー疾患に対する取り組みに関するガイドラインを出し、それまで第三者が行うことを禁止していたエピペン注射を救急の現場で児童生徒にかわって教職員が注射しても医師法に反しない旨の通達を発出しております。これにより教育委員会では、エピペン使用を含め、学校アレルギー疾患に対する取り組みについて指導してまいりました。

先ほど述べたように、エピペンの使用時期については、マニュアルに明記し周知を図りました。また、既にエピペンの接種方法について研修会を開催し、全職員がシミュレーション体験をした学校もございます。

今後も、学校医から助言を得て、児童生徒の緊急時には学校の全職員がエピペンを接種できるよう、校内研修を推進してまいりたいと考えております。

次に、学校及び学校給食センターの調理状況と安全設備に対する見解についてお答えいたし

ます。

上里町では、昭和43年1月より全小中学校の児童生徒に提供する給食を本庄上里学校給食組合において、本庄市と共同調理し提供しております。平成21年4月に現在の給食センターが建設され、アレルギー対応給食を調理するための専用調理室を確保することが可能となり、本庄上里学校給食組合教育委員会において食物アレルギー対応給食実施基準を定め、平成23年4月より食物アレルギー対応給食を実施しております。

現在の実施基準は、医師の診断と食事療法の指示書があること、アナフィラキシーショックを過去に発症していないこととなっております。

食物アレルギー対応給食は、食物アレルギーの起因となる食材、原因食品を除去し、専用調理室において専用の機材・器具を使って調理しております。その後、でき上がったおかずなどは専用調理室内で専用の個別容器に詰め、原因食品を含む給食と混在しないよう、対象児童生徒に届くまで慎重かつ安全に取り扱っておるところでございます。

また、専用調理室を使用したアレルギー対応給食の調理及び施設整備の体制は、現在のところ特段問題ないと聞いておるところでございます。

また、現在、食物アレルギー対応食材、アレルゲンは卵と乳、乳製品のみとなっておりますが、食物アレルギーを持った児童生徒の原因食品の種類は多種類にわたることから、学校で実施するアレルギー疾患管理指導願いで明らかになっております。

以上のことを踏まえ、給食アレルギーによる事故の再発防止について、調理現場で実現するために必要なことは何か、現段階で解決できることは何か等々を本庄市並びに給食センターと連携して検証を進めていきたいと考えておるところでございます。

次に、いじめ防止推進法の制度化に対する取り組みについて、いじめ防止法が法制化され、今週にも施行されるとのことである中で、学校などのいじめ防止対策の効果的推進方法や学校現場で何が変わるかについてお答え申し上げます。

御存じのようにいじめ防止対策推進法が6月21日、参院本会議で可決、成立しました。今後、9月28日の施行に伴い、いじめの防止に向け、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他関係者が連携して、いじめ問題を克服することを目指して、今まで以上に様々な取り組みをしていくことが求められてきております。

1つ目の御質問のなぜこの法律ができたかについてでございますが、学校教育でいじめに対して長年にわたり学校現場や地域で根絶に向け取り組んできたところでございますが、しかし、平成23年の悪質ないじめによる中学2年生の自殺問題をはじめ、学校現場ではいじめが発生し続けている状況がございます。

そこで、今まで効果的な取り組みができなかった、いじめの予防、早期発見、事案解決に総

合的に対処するために、いじめ防止対策推進法が法案提出され成立したと考えております。

2つ目の御質問、できた法律の主な特徴についてでございます。

まずは、いじめの定義には、いじめを受けている側の意向を重視したことです。次に、学校に対して教職員や心理に関する専門家等による、いじめ防止のための組織設置を求めたことです。そして、いじめが児童等の生命や財産に重大な被害が出るおそれがあるようなときは、学校から警察への通報を義務づけたことでございます。

また、保護者に対して、子どもの教育について第一義的責任を有するとし、規範意識を養うための指導を求めたこと、インターネットを通じたいじめの対策推進も打ち出したこと等が主な特徴でございます。

3つ目の御質問、法律ができたことで学校は今後どう変わるかについてでございます。

学校は、法律の基本理念に則り、保護者、地域住民、児童相談所等の関係者と連携を図り、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、いじめを発見した際には、適切かつ迅速に対処するための学校いじめ基本方針を策定することになります。

このようないじめ防止については、既に現場で様々な事象に対応した形で実行されております。町内の小中学校でも、いじめにはチームで対応するなど、様々な対策を練り、全力で対応してまいりました。今後は、いじめを予防するという新たな観点での校内体制づくりを進め、いじめ対策が更に強化されると考えております。

4つ目の御質問、実際にいじめが起きたときの対応についてでございます。

この法により、いじめの相談を受けた者は、いじめの事実があると思われる場合には学校へ通報しなければなりません。学校は、いじめの通報を受け、いじめの事実の有無を確認するとともに、あった場合にはいじめをやめさせ、心理に関する専門家などの協力を得て再発防止が求められます。

また、いじめを受けた子どもや保護者への支援、いじめを行った子どもや保護者への助言を継続し、いじめを解消します。さらに、いじめが犯罪行為と認められる時には警察と連携して対処いたすこととなっております。

5つ目の御質問の悪質ないじめの対応についてでございます。

この法により悪質ないじめが発生した際には、先に述べたいじめが起きたときの対応に加え、速やかに教育委員会は学校のもとに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行い、調査の情報をいじめを受けた子どもや保護者に対し、適切に提供しなければなりません。

6つ目に御質問の自治体はどう変わるかについてでございます。

先に述べた悪質ないじめが発生した場合には、教育委員会は市町村長へ報告しなければなりません。市町村長は、必要があると認めるときには、教育委員会や学校が行った調査の結果に

ついて調査をすることができ、した場合には、結果を議会に報告しなければならないとなっております。

このように今まで以上に市町村長や教育委員会は、自らの権限や責任においていじめの重大事態の発生防止のために積極的な取り組みが求められるようになっております。

最後に、文部科学省のいじめ対策の今後について、どう見るかについてでございます。

法制化によりいじめを許さないという国の意思表示がされた意味は大きなことと捉えています。文部科学省では、法に基づき、いじめ防止基本方針の策定をはじめとし、いじめの問題に関する対策の総合的な施策と実施を一層推進すると考えられます。関係機関では、法の意義を理解し、連携していじめの問題を解決することが求められております。

教育委員会といたしましては、今後、国や県が策定するいじめ防止基本方針を受け、各学校が定める学校いじめ防止基本方針の作成と学校に設けるいじめ防止等の対策のための組織の設置について指導してまいり所存でございます。

法律が存在するだけで、いじめが解決するわけではございません。新法制度をいじめ根絶を目指す契機とし、教育委員会として全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、体罰の再発防止について、文部科学省がまとめた体罰調査の最終報告を受け、今後の町の教育委員会と現場の対応策についての御質問にお答えいたします。

部活動中の体罰で起因した高校生の自殺事案を受け、文部科学省が昨年度末に実施した児童生徒に対する体罰の緊急実態調査の中では、学校教育を預かる者として大変深刻に受け止めているところでございます。

議員御案内のとおり、体罰については、学校教育法11条の中で「体罰を加えることはできない」と定められております。教育は、教師と児童生徒の信頼関係の上に構築されるものでございます。教育の場面での体罰は、信頼関係を損ね、学校の中での教育を成立させることはできません。したがって、子どもたちへの指導の場面で体罰を加えることはいかなる場面でも許されなく、やってはいけないと考えております。

本町では、校長会で体罰防止の徹底を周知するとともに、緊急に体罰に関する臨時校長会の開催を指導するとともに、体罰防止の徹底を図ってまいりました。

今年度も、校長会と教頭会において、体罰の再発防止に向け、通知等の周知と指導の徹底を行ってまいりました。また、各学校においても、校長のリーダーシップのもとに計画的に職員事故防止として体罰防止の研修会を行っております。

次に、体罰調査の最終報告を受けて、今後の町教育委員会と現場の対応策についてお答え申し上げます。

初めに、教育委員会についての対応についてお答えいたします。

新井議員の御質問にあるように、文部科学省が求めた体罰調査の最終報告書が公開されました。その中の発生状況としては、小学校では、授業中の教室で素手で殴る等の行為の割合が高くなっております。中学校では、授業中や部活動で、教室や運動場、体育館において素手で殴る、蹴る行為の割合が高い状況となっております。

このような国の調査の実態を踏まえ、町教育委員会では、計画的な学校訪問を行い、学校の実態把握に努めるとともに町内校長会並びに教頭会で関係通知、資料を活用して体罰の再発防止の周知と指導の徹底に努めているところでございます。

また、各学校では、自校の実態と最終報告書の内容を踏まえ、体罰によらない指導の研修を行うとともに、校長や教頭は風通しのよい学校経営、学校運営を行い、日常的に教室訪問等で教職員の実態を把握するとともに、年間を通じて計画的に教職員と面談を行い、倫理確立委員会や自己点検シート、体罰防止のための自己チェックリスト等を活用した校内研修会を実施して体罰の再発防止に努めておるところでございます。

部活動中の指導過程で体罰が発生している現状が報告されておりますので、中学校では管理職による部活動の現場における状況把握をするとともに、顧問並びに外部指導者等への体罰防止の指導や依頼を行うなど、今後も体罰が起らないよう指導に努めてまいり所存でございます。

以上で終わります。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔 8 番 新井 實君発言 〕

8番（新井 實君） 関根町長並びに下山教育長には大変懇切丁寧な、詳細な御説明、御答弁ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきます。

まず初めに、町立図書館の運営方法のことについて質問させていただきます。

飯能市の図書館が新しく建て替えて図書館の業務が、最近始めたようなんですけれども、その中で、新しい運営方法でスマートフォンをかざした蔵書検索を始めた。ICタグの設置でネット公共データの活用を始めたということがこの間、新聞に出ておりました。

その中、今後、上里町が来年4月から指定管理者制度の導入をするというお話を関根町長、また下山教育長から、今伺いましたところではありますが、上里町では指定管理者制度の中で、この私が今話ししました、インターネットに公開された公共データを活用して、オープンデータに着目して、それを導入するつもりがあるかどうか、また、館内の蔵書情報や外部のデータベースと連動しスマートフォンやタブレットと同時に閲覧できるこのシステムを指定管理者制

度を運用する中で、先ほど仕様書を町で提示して、その中で運営していくというお話がありましたが、こういう最新の運営方法を指定管理者に決まった業者に示していくかどうか、下山教育長にお伺いいたします。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 現在、町の図書館にはＩＣタグがついてございません。したがって、このＩＣタグを一冊一冊つけるという形になりますとかなりの経費がかかるのかなというふうに考えております。

議員御質問のその公共データを使った検索については、今後の検討課題、研究課題にさせていただければありがたいなというふうに思っております。

環境の整備も整えなくちゃならないということもございますけれども、どの程度の環境が必要なのかということも検討しなくちゃならないということがありますので、これは研究させていただきたいということでお答えさせていただきたいと思います。

議長（高橋正行君） ８番新井實議員。

〔８番 新井 實君発言〕

８番（新井 實君） どうも答弁ありがとうございました。

次に、関根町長にお伺いいたしますけれども、上里サービスエリア周辺地区整備事業の進捗状況についてということで質問した中で、下りの11.3ヘクタールの部分について、今いろいろ手続をしておる最中だということで、まだ公募をする、今すぐできる段階ではないようなお話でありましたけれども、とにかく広い面積が、3万坪からの広い面積を1区画でということですので、相当、町長も先ほど答弁していただきましたけれども、本当に真剣にこの企業誘致には県を通して、またいろんな角度でとにかく早く、いろいろ借入れも起こしてやっている中で、町としては是非、我々も真剣に企業誘致には耳は傾けていくつもりではございますけれども、町当局としても、県を通したり、いろんな他のルートですね、特に下り線については、緊急に企業誘致を積極的に展開していただきたいと思います。

それから、先ほども町長がおっしゃられておりましたように、下り部分もできたら工場誘致して、海外に企業が誘致されるような企業じゃ困りますので、上りと同じように食品の製造または加工とか食べるもの、それから何か日本の中で消費して、いろんなものしてしまうような、そういう業界の企業を誘致していただきたいと思いますが、町長の答弁よろしくお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 下り線側につきましても、造成工事のほうが終了したわけでございま

すけれども、一部を修正する箇所がございまして、開発許可上の変更協議手続について、今、熊谷の建築安全センターと調整を行っておるところでございます。年内には公募ができるような段階になっているんであろうと、そういうふうには思っておるところでございますけれども、上り側につきましては、食品工場ということで指定をさせていただきまして公募をさせていただいたわけでございますけれども、できれば下り線側につきましては、そういった食品工場ということじゃなくて、大きな工場、できれば大企業に来ていただいて、工場に指定はしないで来ていただいて、そして地元の雇用が生まれる、そういう工場に来ていただければいいかな、そんなふうに思っておるところでございますので、食品工場に限ったということではないように進めてまいりたいというふうに思っております。

私も担当課長も一生懸命、県へ行ったり、企業訪問をしたり、いろいろ情報を収集しておるところでございますけれども、なかなか企業といたしましてもあれだけの規模で開発するわけでございますから莫大な費用がかかるわけですから、そう簡単には、なかなかいかない部分があると。ただ、立地条件として、上里町はスマートインターからおりればすぐ工場ですよと、そして、自然災害に非常に強い、地盤もしっかりしている、そういう地域でありますので、有利なそういった条件が整ってあるわけでございますので、今後とも一生懸命企業誘致につきましては、努力をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

ただ、企業機密ということもあるわけでございますので、なかなか公開できない、そういう部分もあるわけでございますので、その辺のところは、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございますけれども、企業によっては現地の視察に来ていただいている、そういった企業もあるわけでございますけれども、今後一層努力をしていきたい、このように考えております。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） どうも御答弁ありがとうございました。

関連して、上り線側の先ほど私が一般質問しました駐車場と農村公園のことなんですけれども、町長の先ほどの答弁では、今後関係機関と協議しながら、なるべく早い時期にその方向性を出していくという答弁をいただいたわけでありましてけれども、今、下り線は早ければ年内にも目途をつけたいという答弁をいただいたわけなんですけれども、農村公園については、駐車場と農村公園における食品関係の加工製造とか、それからレストラン等々、これはどういう方式でどのような形で、いつ頃までに町長としてはある程度の方向性を出せると考えているのでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この農村公園につきましては、関東農政局の農地転用許可申請において、こういうものをつくりますということで申請をいたしておるわけでございます。農産物の直売所だとか物産館だとか農村レストランを整備してみたいということでございまして、今、庁内でプロジェクトチームを組んで、どんなふうにやっていったらいいかということをお今詳細に詰めておる段階でございます。また、詳細に詰まりましたら、関係する箇所に協力等も求めさせていただいて、できるだけ早く、27年にスマートインターがオープンするわけでございますから、できるだけ早くその詳細を詰めていきたい、このように考えているところでございます。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） それから、上り線のA区画についてでありますけれども、まだ企業が決まっていないということで、今後また公募してやっていくという答弁がありましたけれども、A区画は既にもうA、B、C、Dと4区画のうちA区画だけ残っているわけですから、坪数もそんなに、1万坪付近ではないかと思っておりますので、これは何とか早く見通しをつけることができなんでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） A区画につきましては、1万坪ではなくて1万平米でございます。そういうことでございます。

これも公募によるかどうかははっきりは決めておらないわけでございますけれども、そのこの箇所も今、問い合わせ等が来ておりまして、関連の企業であれば、それは一般公募しなくてもいいんじゃないかなと、そんなふうにも思っておるところでございますけれども、まだ正式に決定までには至っていないという今、段階でございます。何とか早く決まればいいなと、その1区画におかれましてもできればいいなと、そんなふうにご考えておるわけでございますけれども、決まりますれば、皆さんのほうへ、いち早く報告はさせていただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 関根町長、答弁ありがとうございました。

それから、最後に教育長に一つ御質問をさせていただきます。

先ほど体罰の関係なんですけれども、今年の7月ですか、東京都の小平市の教育委員会が開いた体罰防止の研修会で、市内の全27公立小中学校の教員約70人を前に、日本アンガーマネジメント協会から派遣された講師が怒りへの対処術を説明したそうです。それでアンガーマネジ

メントは、アメリカで開発された感情の制御法で、自己分析などを通し怒りをコントロールするというものであるそうです。

それで、東京都の教育委員会は、昨年度都内の公立校で発生した体罰が155件のうち、約6割は教員が感情的になってしまったことが原因だと分析をされております。そういう中で、アンガーマネジメントについては、東京都では町田市教育委員会が研修会を開いております。

また、今回の調査で全国一番多い体罰が確認された長崎県の教育委員会も研修会を実施し、また、山形県教育委員会も校内研修での活用を推奨するなどして、今、全国的に広がっておりますが、このアンガーマネジメントについて、上里町の教育委員会として、今後活用していく意思があるかどうか、教育長にお伺いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 今、議員御指摘の御質問のように、体罰の今現状の中で、感情的になってというのが6割、東京都の例がございましたけれども、やはりどこの地域、学校でも体罰に走ってしまう、いわゆる感情コントロールができない部分があるんだなというふうなことは痛感しております。

私どものほうの上里の教育委員会としまして学校に指導しているのは、子どもたちを指導するときには必ず2人体制でやりなさいよと。それは今言った感情を、1人でやりますと感情を爆発してしまって抑えられなくなる。それを2人、ペアでやることによってお互いに感情を抑えられるであろうということで、2人で必ず指導はしなさいよということを徹底しているところなのでございます。

今、アンガーマネジメントのこの研修をしてはどうかということでございますけれども、これについては、ちょっと研究させていただければというふうに思います。研修の機会等をどう持ったらいいのかということ、それから一斉研修にしたらいいのか、あるいは学校ごとの研修がいいのか等々ございますので、それらも含めてちょっと研究させてください。

以上です。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） どうも、下山教育長には答弁ありがとうございました。これで私の質問、終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時35分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番の植原育雄でございます。議長の許可をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取り組みが必要だと思っています。キーワードは安全と安心、選択と集中、官民協働であります。

今9月定例議会では、1、共助の実践について、2、成年後見制度と市民後見人について、3、地方公務員の雇用と年金の接続について、町長に質問をさせていただきます。

最初に、共助の実践について、町長に質問させていただきます。

まず、自助、共助、公助という意味についてであります。自助とは、自分で自分の身を助けること、他人に依頼せず自分の力で自分の向上発展を遂げることです。共助とは、地域の人々と支え合い、近所での助け合いということです。公助とは、共助でも問題が解決できない場合に公的な仕組みで支援することです。

上田埼玉県知事の話では、もともと日本は自助、共助、公助のバランスが良くとれた素晴らしい社会であったということです。しかし、都市部に人口が集中するようになると、地域のコミュニティの力が弱くなり、また、高度経済成長の中で、経済力を使うことによって自助と共助で行っていたことをサービスとして提供を受けるようになってしまったということです。このことによって、地域社会における人と人とのつながりが希薄になり、特に共助の力が弱くなってしまったと言っています。その結果、孤独死など痛ましいニュースを耳にすることも多くなりました。

一方で、私たちは東日本大震災を経験し、家族の絆や地域の絆の大切さを改めて強く認識しました。共助の重要性は増すばかりです。

平成24年5月9日の埼玉新聞によりますと、高齢者が支え合い、共助のモデル、有償ボランティアおたすけ隊の見出しで、秩父市宮川町のみやのかわ商店街が事務局となり、平成19年8月に発足、ボランティア登録している高齢者が援助を必要とする高齢者の買い物同伴や外出支援、庭の手入れなど、要望に応じて有償でサポートします。送迎等に対応する専用車もあります。支援を依頼するときは、1時間当たり800円のチケットを購入し、事務局を通じて申し込

みます。事務局からの派遣依頼に応じると、手伝いの対価となるチケットは1時間当たり500円の秩父市共通の地域商品券と交換できます。差額は事務局の手数料となり、商品券は商店街の買い物に使えます。商品券は、秩父にちなんだ和同開珎を模造したコインで、現在110人が登録しています。

地域住民と商店街などが連携して高齢者らを支え合う仕組みが県内で広がっていて、現在32市町で同様の取り組みが実施されています。埼玉県共助社会づくり課によりますと、商店街や商工会、社会福祉協議会や自治会、NPO法人が主体となり、有償ボランティアの派遣などに対する対価として地域商品券を発行し、地元商店街の活性化に取り組んでおります。県は、平成24年度から、事業の立ち上げや運営費の一部を補助しており、同課は県内全域に広まるように支援したいと力を込めています。

平成25年2月7日の朝日新聞によりますと、人の役に立つことに定年なし、団塊の世帯向けに県が共助の事例集という見出しで埼玉県の共助実践虎の巻を紹介しておりました。これによりますと、団塊の世代を主なターゲットに、地域で共に支え合う共助を実践してもらうため、県は事例集「新！現役宣言。『共助』実践虎の巻」を作成しました。子どもの見守りや道路の清掃等、既に取り組んでいる人たちの声を交えて紹介し、人の役に立つことに定年はないとうたっています。

上田埼玉県知事も、近年は都市部を中心に人と人とのつながりが薄れ、地域の力が弱まりつつあると言っております。昨年2月には、さいたま市北区のアパートで親子3人が亡くなっているのが見つかりました。死後しばらく経っており、孤立死が問題になりました。また、東日本大震災のような大災害では、国や自治体などによる支援、これは公助ですが、行き届かない場合もあります。そのため、いざという時に備え、地域でお互いに助け合う関係をつくっておくことが大切になります。

事例集には、地域の防犯パトロールをするわがまち防犯隊や認知症の人やその家族を支える認知症サポーター、放課後や週末に子どもたちと一緒に勉強したりスポーツを楽しんだりする放課後子ども教室など、約20の活動を写真とともに紹介をしております。

作成した共助社会づくり課の担当者は、引退した団塊世代は時間も社会経験も豊富な即戦力、やる気はあるけれども何をしたいかわからないという人でも、この事例集を参考にして一歩を踏み出してほしいと期待しているそうです。

質問 としまして、最初の質問ですが、上里町は共助についてどのような取り組みをしているのでしょうか。町長に質問をいたします。

質問 としまして、県の発行しております事例集の活用方法について、町長に質問をいたします。

質問 として、共助について、組織はどのようになっているのか、また、町の窓口はどのかなのか、わかりづらいのが現状かと思われます。組織の充実と町民のPRについて、町長に質問をいたします。

次に、成年後見制度と市民後見人について、町長に質問させていただきます。

まず、成年後見制度についてですが、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

この制度を利用するためには、本人の住所地を管轄します家庭裁判所に申し立てを行います。申し立てができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族に限られています。その他に市区町村長が申し立てできます。

家庭裁判所は、後見等の開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。

本人が必要とする支援の内容などによっては、申し立ての際に挙げられた候補者以外の方、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士などの専門職や、法律または福祉に関わる法人等を選任して後見事務を行ってもらうことがあります。

成年後見人の役割については、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだりすることによって本人を保護・支援することになります。

成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約等の法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護等は一般に成年後見人の仕事ではありません。

成年後見人制度は、2000年、平成12年に介護保険とともに始まりました。平成24年6月29日の読売新聞によりますと、成年後見人には、子や配偶者ら親族がなるケースが56%、司法書士が17%、弁護士が11%などの第三者も担っています。

現在、認知高齢者が200万人とも300万人とも言われています。ひとり暮らしの人も増加する中、成年後見人は質も量も追いついていないとしています。成年後見の申し立ては年間3万件を超えたが、制度を悪用した詐欺事件等も発生しているようです。

国は、認知高齢者の在宅支援強化を打ち出しました。その尊厳を守り、生活を支える第三者の後見人養成も今後の大きな課題になるとしています。

質問 として、今後ますます必要性が増すと考えられます成年後見制度に対する、上里町の取り組みと町民へのPRについて、町長に質問をいたします。

次に、市民後見人についてですが、市民後見人の大もととなっているのは、2000年、平成12年の介護保険法の施行で始まった成年後見制度ですが、認知症や知的障害者等の理由で判断能

力が十分でない人の財産管理等を行い、被後見人を保護・支援する制度です。本人、配偶者、四親等内の親族、その他市区町村長の申し立てに対して家庭裁判所が後見人を選定します。

これまで後見人には親族のほかには弁護士、司法書士、社会福祉士などといった専門家などのケースが多くありました。しかし、加速する高齢化により、現在200万人、300万人と言われる認知症患者は、2025年には470万人に、独居高齢者は2010年推計の466万人から2025年には673万人に増加すると推定されています。

こういったことから、後見人の不足はこの先避けられない課題として、高齢化社会に対応していくためには、第三者を後見人として育成する必要性が出てきました。それが今回市民後見人の養成を努力義務に規定する法改正になった背景です。

平成23年6月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として、市町村長による後見などの審判請求が円滑に実施されるよう、後見などに係る体制の整備を行うことが老人福祉法第32条の2第1項により規定されるとともに、都道府県の努力義務として市町村の後見などに係る体制の整備の実施に関し、助言その他の援助を行うことが同法同条第2項の規定により平成24年4月1日に施行されました。

成年後見人の役割は被後見人の財産管理のほか、介護施設や介護サービスの利用手続などの介護保険の契約を行う身上監護となりますが、今後は身上監護に関わる業務の増大が見込まれます。

実際、蓋を開けてみると、財産管理よりも身上監護の支援が大部分になっていきますと厚労省老健局高齢者支援課の職員が言っております。見守り的な役割を含む支援の重要性が高まっています。

国は、平成23年度から市民後見人の養成を推進するための補助事業として、市民後見推進事業を導入しており、同事業を活用する自治体は、平成23年の37市区町から平成24年は87の市区町に増えておりまして、独自のカリキュラムで研修を開くなど、平成24年4月の法改正施行と併せて市民後見人の養成に向けた取り組みが各自治体で動き出したということになります。

質問 としまして、市民後見人に対する町の考え方と取り組みについて、町長に質問をいたします。

質問 としまして、埼玉県内の近隣の市では、本庄市が市民後見人の養成に取り組んでいます。また、群馬県の近隣としましては、玉村町が平成25年8月1日現在の人口が3万7,196人、世帯は1万4,163世帯だそうですが、地域包括支援センター、NPO法人、学識経験者、市民後見養成講座受講生をメンバーに年5回の会議を開催して、最終的には1件を前橋家庭裁判所にNPOの職員2名が後見人の候補者として申し立てを行う予定だということですか。

上里町にも市民後見人を必要としている町民の方が少なからずいるのではないのでしょうか。

市民後見人の養成を行い、高齢化社会に対応していくための準備が必要ではないでしょうか。また、町民へのPRも必要ではないでしょうか。町長に質問いたします。

次に、地方公務員の雇用と年金の接続について、町長に質問させていただきます。

平成25年3月29日付で坂本総務副大臣から、各都道府県知事及び各指定都市の市長宛てに地方公務員の雇用と年金の接続について通知がありました。

国家公務員の雇用と年金の接続について、平成25年3月26日に閣議決定されました。これによりますと、退職共済年金の支給開始年齢が平成25年度以降、段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう地方公務員の雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り、組織活力を維持しつつ、職員の能力を十分活用していくため、人事院の定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法の改正についての意見の申し出の趣旨、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律、国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針の内容等も踏まえて、地方公務員の雇用と年金の接続についての通知となっております。

総務省の制度概要（案）では、民間企業において高年齢者雇用確保措置実施済み企業の82.6%が継続雇用制度により対応している現状があります。また、高年齢者雇用安定法改正法において、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に基づく制度の廃止等の措置をしていること、国家公務員の基本方針を踏まえ、定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は定年退職日の翌日、当該職員を再任用職員として採用するものとする、再任用期間の末日は、雇用と年金の接続が図られるよう退職共済年金の支給開始年齢に達する日以後における最初の3月31日までの間において、条例で定める日以前とすること、再任用期間の末日は退職共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げるのに応じて段階的に引き上げることとする。

生年月日による区分をしておりますが、昭和28年4月2日から昭和30年の4月1日生まれの方、支給開始年齢が61歳になります。昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの方、支給開始年齢が62歳、昭和32年4月2日から昭和34年4月1日生まれの方、支給開始年齢が63歳、昭和34年4月2日から昭和36年4月1日生まれの方、支給開始年齢が64歳、昭和36年4月2日生まれ以降の方は支給開始年齢が65歳となっております。

任命権者は、再任用職員として採用される職員の任期について、1年を超えない範囲内で定めることとする。年度ごとに能力及び適性を確認し、1年間の任期を再任用期間の末日まで更新する。現行の再任用に係る規定、地方公共団体の組合と構成団体間の再任用に係る規定を含むは、存置、今あるものは残しておくものとするものなどです。

そこで質問ですが、質問として、上里町の実態について、町長に質問をいたします。

質問 として、町の対応とその影響について、町長に質問をいたします。

以上で、とりあえず質問を終わります。

議長（高橋正行君） 植原育雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 植原議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、1番の共助の実践について、 の共助の実践ということで、町の取り組みについての御質問でございますが、御承知のとおり共助とは、共に助け合うこと、自分で解決できない問題に対して地域の人など周囲の人が助け合い、支え合うことでございます。

こうした取り組みにつきましては、共助の内容により、コミュニティ、福祉、ボランティア、防犯、教育など多岐にわたりますが、それぞれ関係各課がお互いに連携しながら実施しておるところでございます。

御承知のとおり、先ほど議員もおっしゃっておられましたけれども、一人一人が自分にできることは努力をして自立して解決することを自助、一人で解決できない問題を地域の人たちで支えることを共助、それも解決できない問題を公的な仕組みで行政が支援することを公助と言いますが、この3つのバランスがとれた地域社会の仕組みをつくるのが大切であると考えておるところでございます。

さて、町の共助の取り組みを申し上げますと、高齢者に対しまして、平成23年度から社会福祉協議会で行っております、かみさと高齢者等支え合いサービス事業、高齢者等生活応援隊を実施しておるところでございます。これは普段の生活の中で、調理、買い物代行、部屋の掃除、庭の手入れなど、ちょっとした困り事を有償のボランティアの方に手助けしていただく仕組みでございます。利用料は、仕事を頼んだ高齢者の方が仕事をしていただいたボランティアの方に商工会で発行している商品券で、先ほど植原議員は秩父市の例を言っておりましたけれども、800円ということでございますけれども、上里町におかれましては、1時間当たり500円を支払うものでございます。

また、高齢者いきいき課においては、認知症・有病率調査、厚生労働省の推計では、今年65歳以上の高齢者の12%から17%で認知症高齢者の増加が予想される中で、地域単位で高齢者を見守る仕組みが必要となることから、希望する団体等に対しまして、講師等を派遣して認知症サポーター養成講座を行い、認知症に関する理解者を増す等の事業を実施しております。

その他にも、上里町コミュニティ協議会によるクリーンの日、花いっぱい運動、明るい町づくり意見発表会、ふれあいまつりなどの地域コミュニティづくり、わがまち防犯活動隊、学校

応援団活動、放課後子ども教室活動などが実施をされております。

次に、2番の県の事例集の活用方法についてでございますが、これは分野を問わず様々な取り組み事例が紹介されております。その中には、定年を迎えた団塊の世代を対象とした、既に実施しておるもの、発展事例、先進事例などのアイデアが掲載されております。町の特徴を勘案しながら、導入可能なものがあれば調査研究をしてみたいと。

なお、この事例集については、上里町コミュニティ協議会総会において、埼玉県県民生活部共助づくり課から担当職員を招いて研修会や講習会を実施しておるところでございます。

なお、一般住民から、共助に対する相談等の総合窓口は総合政策課で行い、個別の事業や事例につきましては、各担当課で対応しておるところでございます。

次に、の組織の充実と町民へのPRについてでございますが、まず、組織の充実については、共助組織の基礎は地域コミュニティが大切であることから、上里町コミュニティ協議会を中心としてボランティア団体の活動等については、上里町社会福祉協議会が中心になって活動しているところでございます。

共助定着のためには、地域の皆さんが共に支え合う感性を育むことが大切で、一人一人ができる小さなこと、例えば買い物袋を持ってあげる、向こう三軒両隣とのお付き合い、地域見守り隊活動など身近な助け合いが積み重なって大きな取り組みとなり、ボランティア団体やNPO法人の設立などに発展して組織的な活動になっていくことが充実につながると考えております。

また、こうした取り組みのPRにつきましては、町の広報紙やホームページで紹介をしていますが、8月に開設したフェイスブックページでも活動をリアルタイムに掲載し、きめ細かな情報発信をしていきたいと考えておるところでございます。

次に、成年後見制度と市民後見人について、の成年後見制度に対する町の取り組みと町民のPRについてでございます。

認知症や障害による、日常生活においてお金の管理ができなくなった、悪質商法にだまされないかといった不安を感じた場合、本人に代わりこれを処理してくれる人を裁判所が選任し、判断力が低下した人を法律的に保護する仕組みを成年後見制度と言われておるところでございます。

高齢者の相談は、高齢者いきいき課内に設置してあります地域包括支援センターにおいて、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の職員を配置して、総合相談業務、権利擁護業務として受け付けております。この中で本人やその家族から、そういった不安を感じている、あるいは成年後見を勧められたがどうしたらよいかなどの相談を受けた際に、成年後見制度を活用するか適切な判断をし、必要なアドバイスをしておるところでございます。障害

者の相談は、町民福祉課で保健師を配置して、同様の相談を受付けしております。

成年後見制度は、既に判断能力が不十分になってから事後措置として裁判所が適性者を後見人に選任する法定後見人制度と、まだしっかりしている状態のうち事前措置として自分で後見人になってもらいたい人と何をしてもらいたいのか契約を結んでおき、判断能力が不十分になったときに契約内容に基づいて支援してくれる後見人を裁判所が選任する任意後見制度があります。この法定後見人制度において、弁護士などの専門家以外に一般市民から選任される後見人が市民後見人です。

成年後見の申し立ては本人や配偶者、四親等以内の親族が行うことになっておりますが、これまで申し立てできる親族がない等の理由で町長申し立てを行ったケースは、高齢者で平成20年度に1件、障害者で平成22年度に1件ありました。こうした場合に、町では成年後見制度利用支援事業実施要綱や成年後見制度利用支援報酬助成要領を整備しており、町長申し立てを行い、本人に支払い能力がないときなどは、町が後見人等の報酬助成などを行っておるところでございます。

現在のところ、相談に来られた方にこの成年後見制度の利用を勧めても、制度を利用せず親族が面倒を見て対応しているケースが非常に多いようでございます。町民の方へのPRにつきましては、随時パンフレットの配布、町の広報紙に掲載するなど周知に努めてまいりたいと思っております。さらに、民生委員・児童委員協議会への啓発や老人クラブの活動の折にも啓発に努めてまいりたい、このように思っております。

次に、市民後見人に対する町の考え方と取り組みについて、市民後見人の養成と町民へのPRについてでございますが、関連性がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、法定後見制度において、弁護士などの専門職のみでなく、後見人の担い手として市民の役割が強まり、人材を民間人から育成しようと始まったのが市民後見人であります。

市民後見人の仕事は、複雑な法律問題や紛争がなく、専門職でなくても対応できるケースを受任し、限られた年金等の収支や被後見人のためにどのように使っていくかを考え、預貯金の出し入れを執行する財産管理と判断能力が不十分な被後見人等の権利を守り、安定した生活を維持するための必要な介護施設への入所契約や法律行為を本人に代わって行う身上監護を代行するものでございます。

専門職後見人に比べて比較的問題の少ないケースを受任するとはいえ、そこには法律的・社会的な重い責任を伴います。そして、後見人の業務は、被後見人が死亡するまで担うことになっておるところでございます。そのため、誰でもすぐ市民後見人になれるというのではなく、

後見業務を適切に行うための知識や技術の習得はもちろんですが、後見人の気持ちに寄り添い、本当に必要なことは何かを被後見人や親族と一緒に考え、それを行動に移していく必要が求められております。

老人福祉法が平成24年4月1日より一部改正、施行され、俗に市民後見人と呼ばれている人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦、その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないと市町村に努力義務が課せられ、県内の他市町村においてもこの取り組みが始まったばかりでございます。

そして、市民後見人が、先ほども申し上げましたとおり、社会貢献への高い意欲を持ち、成年後見人に関する一定の知識や態度を身につけた方が地域における総合支援活動として市民という立場を生かした身近なところで後見活動を行っていただくものでございます。

今後、認知症を患う高齢者の増加が見込まれる当町においても、高齢者が地域の中で安心して生活していくために、この市民後見人の養成は重要な施策と考えます。この市民後見人になるための資格は特にありませんが、知識や技術の習得に必要な養成に当たって国の示した基本カリキュラムは、講義や講演などに39時間、体験実習など11時間、合計50時間となっております。その内容は、成年後見制度の理解や民法の基礎、成年後見人の実務やグループワークによる演習、該当施設における実施実習などになっております。

近隣では、先ほど議員もおっしゃられておりましたが、玉村町が厚生労働省のモデル事業で市民後見事業を実施、市民後見人養成を行っておりますが、こうした先進的な自治体の事例を参考にさせていただきながら、また、国の補助事業の動向を注視しながら関係機関と連携を図り、研究してまいりたい、このように考えておるところでございます。

続きまして、3の地方公務員の雇用と年金の接続について、町の実態について、町の対応とその影響について、関連がございますので、一括して質問に答えさせていただきたいと思っております。

日本の人口構造が少子化や急速な高齢化により高齢者の豊かな知識や経験を生かせるよう、高齢者雇用の必要性や、平成6年の公的年金制度が改正され、満額年金の支給年額が平成13年度以後、65歳へと段階的に引き上げられることになったところでございます。

これを受けて、平成11年に地方公務員法の一部改正により、定年退職者等の再任用が定められ、平成13年から施行されておりました。上里町でも、平成13年に上里町職員の再任用に関する条例を制定し、制度の導入を図ってまいったところでございます。

再任用制度は、町職員の定年退職者等を勤務成績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め採用することができるとしておりますが、今までに再任用の実績はございませんでした。しかしながら、平成25年度以降は公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も2年

間で1歳ずつ、段階的に60歳から65歳へと引き上げられます。このことにより、年金の無収入期間が生じることになり、60歳代前半の退職職員の生活を雇用と年金の連携により支えていくことが必要となってきたところでございます。

上里町の実態といたしまして、今後の定年退職予定者は、平成25年度末で6人、平成26年度末で11人、平成27年度末で5人となっております。これらの再任用制度は、人事の新陳代謝を図り、組織の活力を維持し、豊かな知識と経験を生かした職員の能力を十分活用していく中で、雇用と年金の接続を図るため、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、希望する職員を再任用するものでございます。

民間事業者においても、平成24年4月1日から高齢者雇用安定法が施行され、再任用同様の継続雇用制度が導入をされておるところでございます。

制度導入に関して、近隣市町でも実績がなく、今後どのように再任用をしていくのか、情報を交換をしているところでございます。

再任用職員にどのような仕事をしていただくのか、在職中の知識経験を生かした業務なのか、固定的な仕事をしていただくのか、フルタイムの勤務なのか、短時間勤務なのか、実施している他市町村の状況を参考に検討するとともに、定年退職予定者から再任用を希望するかどうかなど把握して取り組んでまいりたいと考えております。

この制度による影響については、定年職員の生活設計などの高齢者雇用と多様化する住民ニーズ等に対応するため、再任用職員と新採用職員のバランスをとりながら平準的な採用等適正な定員管理に努め、将来にわたる安定した行政運営と住民への行政ニーズに適切に対応していきたい、このように考えておるところでございます。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 議席番号1番の植原育雄でございます。

町長には御丁寧に御答弁をいただき、ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず、共助の実践についてでありますけれども、埼玉県はこの事例集を7万部発行しております。県とか市区町村役場で無料配布するということでありますけれども、上里町は県から何部いただいて、どのような方法で町民に配布しておりますか。町長に質問をいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 町には400部が届いております、200部は公民館に配布をしております。残り200部につきましては、コミュニティ協議会の研修と総合政策課の窓口で配布をして

おるところでございます。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 今、町長のほうから、上里町には400部いただいて、200部公民館、その他はコミュニティ協議会とか総合政策課の窓口に置いているということでありますけれども、私が共助のこの事例集について役場のほうに電話をいたしました。そうしたら、その担当者が、どこにそれがあるのか全然わからない状態ということで、最終的には総合政策課のほうにあると言われましたけれども、そこら辺の徹底もまず職員が知らなくては、町民もどこで受け取っていいかわからないということでありますので、そこについて、町民の方にPRも含めること大事ですので、町長にその点お聞きをいたしたいと思えます。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 植原議員が職員に聞いたらわからないと、そういうお話をいただいたようでございますけれども、総合政策課に置いてあるわけでございますけれども、そういったことも今後は職員にも徹底して、こういうものが県から届いておりますよ、ということで住民の皆さんから問い合わせがあったときにすぐ対応できるように、今後調整をしていながら周知を図っていきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 社会福祉協議会のほうでもいろいろとやられているようですけれども、町民からその要請があった場合にどういうものが対応できるのか、あるいはそのボランティアの方の名簿等はできているのか、そこら辺のところをお聞きしたいと思えます。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど申し上げましたとおり、共助社会づくり支援事業の総合窓口は、総合政策課としておるわけでございますけれども、個別の事例への対応については担当課等で行っております。

また、ボランティア団体の活動等については、上里町社会福祉協議会のほうで全部まとめておるわけでございますから、社会福祉協議会のほうへお話をいただければ、その辺の細かい内容は周知できると思えます。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） そこら辺のところを町民の方が、もし要望があった場合にすぐ対応できるような形で、その組織づくりについても必要だと思いますし、今後、そこら辺のところも併せて考えていただきたいと思います。

それで町民の方に対しての周知方法でありますけれども、町の広報紙、ホームページ、フェイスブック等でPRをしていくということでもありますけれども、町民の多くは、特に高齢の方はホームページとかフェイスブックとか、そういうのは多分見る人は少ないと思います。そういった形で、何か機会を見てそういうパンフレット等、いろいろと町民にPRする方法も考えていただければと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたように、町民へのPRにつきましては、町の広報紙やホームページを紹介いたしました。また、8月に開設したフェイスブック等に紹介をしておるところでございますけれども、お年を召された方は、そういうものには比較的わからないわけでございますので、今後、老人会等の集まりのときにもそういうこともPRをさせていただきたいと、このように思っております。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 次に、成年後見制度と市民後見人について再質問させていただきます。上里町は成年後見等の申し立ては、少ないというような町長からの御答弁がありました。結局は親族が面倒を見るケースが多いのではないかとということでもありますけれども、例えば、後見人がこれから、あるいは市民後見人が、これから超高齢化社会というところに入っていくと思いますので、今はそんなに必要はないかもしれませんが、今後かなりのペースで高齢者の方も増えたり、独居老人と言いますか、そういう方も増えてくるかと思えます。

本庄市もやっておりますし、市民後見人の養成ということで群馬県では玉村町、そういうところで、いろいろと市民後見人の養成的なものを実際やられております。

町長も先ほど市民後見人の養成は必要だと言われました。今後、積極的に今から養成していかないと、多分必要になった時に、なかなか大変な思いをされるんじゃないかなと思います。そういった意味で、積極的なその養成をこれから行っていただきたいと思います。町長のお考えをお聞きいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもちょっと触れましたが、平成22年度はゼロ件でございました。

けれども、平成23年度は1件、平成24年度は4件、平成25年度には現在まで7件ということで、植原議員がおっしゃっているように年を追うごとに増えてきておるわけでございます。本当に他人事ではないというふうに思っておるところでございますので、近隣の玉村町、本庄市のシルバー人材センターでは市民後見人の養成研修、そういうものもやっておるわけでございますから、上里町におかれましてそういう機会を捉えて養成講習等もやっていきたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） この市民後見人の養成というのは市町村の努力義務になっておりますので、是非お願いしたいと思っております。

次に、地方公務員の雇用と年金の接続について再質問させていただきます。

先ほど町長は、定年退職者、25年に6人、26年には11人、27年には5人退職される予定だというふうにお聞きをいたしました。

再任用の職員の仕事の内容とか、どんなものを考えているのでしょうか。町長にお聞きしたいと思っております。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） これは再任用をする希望者の意向等もあるわけでございますから、そういう皆様にどんな仕事をしたいか、フルで一日勤めるか、それとも各週で勤めるか、いろいろ、その希望もあると思うわけでございます。

先ほども申し上げましたけれども、今までには、13年度から始まったわけでございますけれども、希望者がなかったということで、上里町はなかったわけございましたけれども、また近隣の市町村にもそういう例がなかったわけでございます。今後そういう希望者に対しましては、希望者の意見等も聞きながら、どういうところがいいとかそういうこと、意見を聞きながら、その採用につきましては検討してまいりたい。

ただ、新しい雇用の方もあるわけでございますから、その辺のバランスのことも考えながらやっていかなくてはいけないと、そんなふうにも思うわけでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） その時の希望によって考えたいというような御答弁でありました。

今、町長も言われましたけれども、再任用を希望する職員が多く再任用できない場合、ある

いは、新採用職員が必要数確保できない場合も出てくるということになると思います。そこら辺のところ非常に難しいかと思いますが、うまく調整をとっていただいて、なぜかと言いますと新採用職員を計画的にとっていかないと、その年代が誰もいなくなってしまうようなことも実際起こってくると思います。財政改革で職員の雇用ですか採用を5年間ぐらい凍結した例がありますので、そこら辺のところは、全然新採用の職員をとらないということではなくて、計画的にさせていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、議員がおっしゃられましたように、新採用職員につきましては毎年毎年少しずつ補給していかなければならない。そういうふうにも考えておるわけでございます。行政改革という名のもとに職員を採用しなかった、そういう時期があったわけでございますけれども、今考えてみれば失敗したなど、そんな反省もあるわけでございます。

以前にも職員をいっぱい、15人も20人も採用して、その後採用していなかった、そういう時期もあるわけでございまして、その年度によっては1人ぐらいしか、その年齢の人がいない、そういうことも過去にはたくさんあるわけでございますけれども、今後におかれましては、まず再任用と、また新採用職員のバランスを考えながら、毎年新採用を考えてまいりたい、このように思っておるところでございます。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 今までは再任用の実績はなかったということでもありますけれども、これからは法改正になりまして、その空間をあけないようにということでもありますので、実際もう来年度から、来年の3月に退職される方は61歳に多分支給開始年齢になってしまうと思いますので、町民の方も非常に大事でありますけれども、それを支えてくれる職員の方、その方もいろいろと町のほうも考えてやっていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前11時32分休憩

午後1時30分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番山下博一でございます。議長から許可をいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回私の一般質問テーマは、1、道路網の充実について、2、インターネットメールとウェブ技術の利活用について、3、子どもの貧困対策について、4、健康マイレージ事業の導入について、5、小型家電リサイクル制度の導入についてであります。

まず最初に、道路網の充実について御質問いたします。

国道17号本庄道路の工事進捗についてお伺いいたします。

まず、この国道17号本庄道路ですが、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所のホームページから、改めて計画の概要を整理してみたいと思います。

この本庄道路は、深谷市岡から群馬県高崎市新町間を結ぶ延長13.1キロのバイパス計画であります。本庄地域の渋滞緩和や地域の活性化を目的としています。

本事業の進み具合についてですが、本庄道路の計画に当たっては、P I方式（パブリックインボルブメント）を導入しました。この、パブリックインボルブメントというのは、施策の立案や事業の計画、実施等の過程で関係する住民、利用者や国民一般に情報を公開した上で、広く意見を聴取し、それらを反映する方式でございます。

住民の皆様には検討内容を広報するとともに、御意見を幅広くお聞きし、関係機関と調整しながら計画案の策定を進めてまいりました。

平成12年度より都市計画・環境影響評価手続に着手し、平成21年2月10日に都市計画決定されました。現在、埼玉県本庄市沼和田から群馬県高崎市新町までの延長7キロが事業化されていて、25年度の予定では埼玉県本庄市沼和田から群馬県高崎市新町までの延長7キロについて、調査・設計・用地調査及び用地買収を推進するとともに、神流川橋の橋梁架け替え工事に着手しますとしています。

これまで、住民に対する本庄道路の設計説明会が23年6月5日に開催され、住民との意見交換がなされています。その後については、排水計画について、土地改良区関係者との会議が開催されたとの情報を得ておりますが、計画道路に関係する地元の地権者からも、どうなっているのか、情報提供の少なさを嘆く声があります。

今後の計画について、住民説明会など開催予定がありますでしょうか。また、25年度予算の執行状況や工事の進捗状況及び26年度以降の計画について関根町長にお伺いいたします。

次に、都市計画道路古新田四ッ谷線の開通時期についてお伺いします。

町内の生活道路は、町道2,261路線を中心に形成され、23年4月現在で町道の実延長キロは411.2キロとなっております。町では、円滑な交通の確保と歩行者の安全確保に向け、都市計画道路古新田四ッ谷線の整備を進めておりますが、生活道路網の充実が期待され、多くの住民の皆さんからも一刻も早い開通が望まれている状況であります。

本道路の開通時期と、現在、公安委員会や警察との協議を進めているとのことですが、工事の最終段階と思いますが、工事の状況・開通時期などについて関根町長にお伺いいたします。

県道上里鬼石（神保原本郷）線の工業団地までの延伸に関連する道路調査についてお伺いいたします。

県道22号上里鬼石線の工業団地までの延伸については、本議会におきまして、24年3月定例議会でも一般質問させていただきました。

少しおさらいをさせていただきますが、県道22号上里鬼石線は、現在、17号国道神保原町四丁目地内（カインズホームセンター上里本庄店前）から、主要地方道県道23号線藤岡本庄線の本郷地内までの約1.2キロが開通しております。この県道上里鬼石線は、上里町を南北に走る産業道路として、御承知のとおり唯一の幹線道路であります。また、将来、児玉工業団地に直結することにより基幹の産業道路として、重要な役割を担うことが期待されておりました。

この児玉工業団地は、埼玉県が造成し、昭和47年4月事業開始され、昭和60年11月分譲完了したものであります。県道上里鬼石線は、この工業製品を搬送する、人間でいえば動脈であり、産業動脈であるとともに工業団地へ通勤する生活道路であります。

七本木・嘉美地内の住民からは、朝夕の通勤時間帯に狭い路地が車で混雑して、通学時の安全を危惧する声が聞かれておりますので、この3月定例会前に私のほうで交通量調査を行いました。七、八年前には計画道路の杭打ちをし、地元の元議員によりますと、一時調査費をつけたこともあると伺っております。

今年度、児玉工業団地内七本木・嘉美地内を直線距離にして約700メートルを連結することの道路調査費が予算化されましたが、この執行状況と今後の計画について、関根町長にお伺いいたします。

次に、2、インターネットメールとウェブ技術の利活用についてであります。

上里町公共施設（公民館等）をインターネットメールとウェブでネットワーク化し、利便性の向上を図ることについてお伺いいたします。

さて、平成24年3月発行されました第4次上里町総合振興計画・後期基本計画では、生涯学習の推進体制の強化を掲げています。その中で、「情報の共有化など、各分野で開催する講座・講師・イベントやグループ活動などの情報をまとめ、多様な媒体を通じて、積極的に情報

の共有化に努めます」としてはいますが、現在は紙ベースの情報媒体であり、総務省が自治体のICT化を積極的に推進させている事例もありますので、今後、町施設をネットワーク化して、情報の共有化を推進して、地域社会との連携を深める必要があるかと思いますが、このことについて関根町長と下山教育長に見解をお伺いいたします。

次に、3、子どもの貧困対策についてでございます。

子どもの貧困解消・子どもの教育の機会均等、貧困の連鎖の防止など、子どもの貧困対策への取り組みについてお伺いします。

日本の子どもの貧困率が、国際的に見て高いことを御存じでしょうか。貧困状態にある日本の子どもの割合は6人に1人と増加傾向で、先進国間の比較でも深刻な状況で、実効性のある対策が待ったなしで求められています。

家庭の経済状態によって子どもの将来が左右されることのないような環境を整備することを目指して、親から子への貧困の連鎖を防ぐための対策、子どもの貧困対策の推進に関する法律が今年6月の国会で成立しました。法律に基づき、今後、国や自治体が有効な手立てを講じることが望まれます。

法律は、国と自治体が協力して、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援などの施策を策定し、実施することを義務づけています。国や自治体が就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるとしてあり、貧困対策における教育支援の重要性が伺えます。

なぜこうした法律の制定が必要かという点、近年、経済格差の広がりによる子どもの貧困問題が深刻さを増しているからです。

厚生労働省の調査によると、国民一人一人を所得順に並べたときに、真ん中に当たる人の所得の半分に満たない相対的貧困率が1990年代半ばから上昇傾向にありまして、平成21年には15.7%と、6から7人に1人の計算になります。大人が2人いる世帯の相対的貧困率は12.7%にとどまっているのに対して、ひとり親世帯では50.8%と、2世帯に1世帯を占めています。

生活がやっとの家庭では、子どもの教育に十分お金をかけることができず、それが子どもの学習や進学に影響し、そのため社会に出ても有利な職に就くことができずに貧困状態に陥るといふ貧困の連鎖が心配されます。どのような家庭環境に生まれるかは子どもの責任ではありませんし、保護者の努力にも限界があります。格差が益々拡大する中、社会全体で真剣に取り組まなければならない緊急の課題となっています。国民にも、国や自治体の貧困対策に協力するよう努めなければならないとしている点であります。

貧困対策には、経済的支援ばかりでなく、精神的な支援も欠かせません。とりわけ貧困家庭では、子どもの進学自体を最初から諦めていることも少なくありません。子どもはもとより、

日々の生活に追われる保護者をも精神的に支えることで子どもの可能性の芽を摘まないよう、様々な手立てを利用するよう励ますことも求められています。

特に母子家庭は、一般家庭に比べて収入が低く、母子世帯で育つ半数以上の子どもが貧困状態にあると言われていています。平成23年度の厚生労働省の全国母子世帯等調査によると、母子世帯数は123.8万世帯であります。なぜ働いても貧しいのか。母子世帯所得が低い第一の理由は、ここ10数年の間に非正規雇用など女性全体に対する就労条件が悪化していることが挙げられます。

母子世帯の母親の常用雇用の割合は39.4%、それに代わってパート、派遣など雇用の非正規化が47.4%と増えていて、母子世帯の母親の年間平均収入は291万円になっています。

NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」の調査によると、母子世帯の母親の5人に1人は複数の職を掛け持ちしているために、子どもと過ごす時間が少なく、母親自身が健康を損なうケースも報告されています。保護者が夜遅くまで働くことが子どもの心理に影響している問題や、収入の少ない家庭の子どもは、部活や進学を諦めなければならない問題があることがわかります。

日本の子どもの貧困率が高いというのは、皆さん意外な気がするのではないのでしょうか。これまでの日本では、貧困というのは途上国の話で、子どもの貧困が日本に存在しているという認識がほとんどされてきませんでした。給食費が払えない、修学旅行費が払えないなど、最近よく聞かれるこれらの問題は、実は貧困の話でもあるのです。

ここで大切なことは、幸せな子どもを増やすことのはずです。真の子ども対策として考え、一人一人が声を上げれば、政府も社会も変わっていくものだと思います。

上里町においても、母子家庭、父子家庭の増加があるように思われます。また、養父母に育てられている子どももいるかと思えます。今回、子どもの貧困対策の法律の成立を機会に、この町の現状を知る実態調査、すなわち子どもの貧困率との因果関係として、母子家庭の母親の雇用形態、正社員・非正規社員、パートなど、就学援助を受けている小学生・中学生の割合も上昇傾向にあると思われます。進学したいのに経済的理由で諦めざるを得ないケースや、児童虐待の被害に遭ったり、不登校や高校中退の割合が高くなったりすることが指摘され、様々な要因が重なっていることが伺えます。こういった家庭と教育のことに目を向けることで、地域の子どもたちの安心につながると思えます。

折しも東京オリンピックの開催が決まりました。この地域の子どもたち、上里からオリンピックのメダリストが誕生する夢や希望が広がってまいります。この町の貧困対策の基本方針（アクションプラン）を策定されたいと思いますが、関根町長及び下山教育長の見解をお伺いします。

次に、4、健康マイレージ事業の導入について。

健康診断や運動教室（こむぎっち体操）へ参加すると、特典のあるポイントを付与し、楽しみながら健康への関心を深めてもらい、膨らむ一方の医療費や介護費用を抑える啓発活動についてお伺いします。

埼玉県内で健康づくりに取り組む住民に特典を与える健康マイレージ事業を導入する自治体が相次いでいます。楽しみながら高齢者ら住民に健康への関心を高めてもらう。膨らみ続ける医療費や介護費について、住民一人一人が身近な問題として啓発することが目的のようであります。

この健康マイレージ事業では、埼玉県ときがわ町がこの4月から実施しています。健康診断の受診や健康イベントへの参加で15ポイント、オリジナルTシャツなどの景品を交換できます。町内では3,800枚のポイントカードを配布し、その後は配布枚数が5,000枚に上り、マイレージ開始後、町が行う集団検診の参加者が1割増え、町では健診受診者が伸び悩んでいましたが、マイレージ効果があらわれたとしています。

その他、新座市や行田市もこの事業に取り組んでいます。行田市は6月、職場健診や健康づくり教室に参加するポイントが付与される「ぎょうだ健幸UP！マイレージ」を始めました。行田市の今年度の事業費は約30万円です。

今年、上里町はこの10月の町民体育祭に「こむぎっち体操」をデビューさせるそうですが、健康マイレージ事業との連携で相乗効果を発揮し、自立した日常生活を過ごし、健康寿命を延ばせることで医療費抑制に効果が期待されますが、町長のお考えをお伺いいたします。

5、小型家電リサイクル制度の導入について。

町内公共施設に使用済み小型家電回収ボックスを設置することについてお伺いします。

小型家電リサイクル法は、デジタルカメラやゲーム機等の使用済み小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業について、廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律であります。

埼玉県のホームページによりますと、上里町は、来年度、小型家電リサイクル制度の導入を検討しているようですが、町内の公共施設に使用済み小型家電回収ボックスを設置することについて、関根町長のお考えをお伺いします。

以上で、第1回目の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 山下議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、1番の道路網の充実について、の国道17号本庄道路の工事進捗状況についてという御質問でいただいたわけでございます。

本庄道路は、現在、計画区間13.1キロメートルのうち、本庄市沼和田の国道462号線から群馬県高崎市新町までの上里町内4.5キロメートルを含め、延長7キロメートルの区間が事業化され、国土交通省大宮国道事務所によりまして事業が進められておるところでございます。

国道17号バイパス本庄道路は、現国道17号の渋滞緩和や交通事故の発生防止、災害時の緊急輸送道路の確保の他、沿線地域の活性化にも大きな効果が期待される事業でございます。

国は、高崎市新町から上里町の勝場地区内の国道17号線を結ぶ新しい橋から連絡道路までの区間1.4キロメートルについて、防災震災対策の面から優先整備区域と位置づけており、同区間の関係住民に対し、平成23年6月に設計内容と用地調査への協力を求める説明会を、また、今年6月には地元要望を踏まえて雨水調整池等を設けて修正案を示して、住民から意見を聞く相談会を実施しておるところでございます。

現在の進捗及び25年度の予定でございますが、まず、用地につきましては、昨年度から橋の工事にかかわる地権者からの順次交渉、契約を進めているところでございます。また、工事につきましては、この秋に新しい橋の橋脚のうち3基の工事が発注され、いよいよ工事が着手するとのことでございます。この橋梁の完成までは、工事着手から6年くらい要すると聞いております。

平成26年度以降の予定につきましては、国の予算や今後の用地買収状況に大きく左右されますので、現時点では示されておりません。町といたしましては、関係市町で本庄道路建設期成促進同盟会を組織し、国に対しまして要望活動を行っておりますので、こういった機会を通じて一日も早い完成、地域住民への情報提供を要請をしまいたいと、このように考えておるところでございます。

次に、の都市計画道路古新田四ッ谷線の開通時期についてお答えをさせていただきます。

古新田四ッ谷線整備事業は、三田公会堂前から県道上里鬼石線までの延長916メートルの区間について、平成17年度に事業着手し、22年度より道路工事を進めてまいりました。この道路が開通しますと、県道藤岡本庄線から三田地域を横断し、県道上里鬼石線へスムーズにアクセスできますので、交通利便性が向上するものと、歩道の設置によりまして通学児童等の歩行者の安全が確保されるなど、大きな効果が見込まれておるところでございます。

現在、古新田四ッ谷線は、一部の箇所を除きまして道路構造としての工事はほぼ完成し、町で実施する残りの工事はアスファルト表層舗装、区画線工事と道路標識の設置工事となりました。道路の供用を開始させるため、区画線や信号機といった交通規制に関しましては警察の最

終調整を進めており、残る工事につきましては10月から実施する予定でございます。

御質問の供用開始の時期でございますが、町では12月中を目指して進めて今おるところでございます。また、開通予定につきましては、今後現地に看板を設置してお知らせをしていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、の県道上里鬼石線の工業団地までの延伸に関連する道路調査についてお答えをさせていただきます。

御質問の県道上里鬼石線と県道藤岡本庄線の本郷交差点から南へ工業団地周辺道路を結ぶ延長約800メートルの路線は、かねてから構想のあった道路であり、上里町が平成15年度に測量を実施し、16年度に説明を開催した経緯があるわけでございます。当時は測量調査の結果、事業規模から町では施工は困難であると判断し、埼玉県に対して県施工で県道上里鬼石線を南へ延伸する要望をしまいましたが、県で事業化は検討する条件に広域幹線道路として近隣市町の区間も含めて都市計画決定するといった非常に困難な課題があり、実現の目途が立っておりませんでした。

このような中、古新田四ッ谷線整備事業が25年度に供用開始できる状況により、次の道路整備事業として高い整備効果の見込まれる、この児玉工業団地アクセス道路を国の社会資本整備総合交付金を活用しながら町施行で実施しようと、25年度予算の測量設計の調査費を計上させていただいたところでございます。

御質問の調査費の執行状況でございますが、測量及び道路設計の業務委託を発注したところであり、現地での測量業務に先立ちまして、去る9月11日に嘉美及び本郷区長に測量調査を伴う土地立ち入りのお知らせの回覧配布の依頼と計画概要の説明会を行いました。測量及び道路設計業務の内容ですが、過去に実施した測量の確認を行って関係機関と調整しながら道路の詳細設計を行うものでございます。26年1月頃になると思っておりますが、設計案ができた段階で地権者及び地元関係者への説明会を予定しておるところでございます。今後は地権者、地域の皆さんの御理解と協力のもと、事業実施に向け業務を推進してまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、2のインターネットメールとウェブ技術の利活用について、の町施設（公民館等）インターネットメール&ウェブ等でネットワーク化して利便性の向上を図ることについての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、総括的な町の考え方について、私のほうから申し上げたいと思っております。

御質問にあるとおり、町では第4次総合振興計画・後期計画の生涯学習推進体制の強化の中で、情報の共有化を多様な媒体を通じて進めることとしております。昨今の情報化社会が進む中、インターネットメール、ウェブ技術などICTの利活用は行政でも取り組んでいくべきも

のと考えております。

御承知のとおりICTとは、情報通信技術のことで、パソコンや携帯電話などを使ってコミュニケーションを行う技術を総称して言いますが、これについて町の公共施設やインターネット環境を整え、情報の共有化を図るべく、積極的に導入してきたところでございます。

例えば、外部に向けた公式ホームページの各種情報等の発信、今年の8月にはフェイスブックページの開設、内部に向けてはグループウェア、ファイルサーバー、財務会計GISなどが挙げられます。

さて、こうした取り組みの中で、利用頻度等から導入がこれからの施設もでございます。5つの地区公民館もそうでございますが、そうした施設について、住民サービスの向上、通信設備の状況を把握し、導入に向けて検討をしていきたいと、このように考えております。

次に、公民館のインターネットメール、ウェブ等でネットワーク化し、利便性の向上を図ることについては、教育長から答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、3、子どもの貧困対策、 の子どもの貧困の解消、子どもの教育の機会均等、貧困の連鎖の防止など、子どもの貧困対策への取り組みについての御質問でございます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子ども貧困対策を総合的に推進することを目的に制定されたものでございます。

なお、施行期日におかれましては、公布の日、平成25年6月26日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行すると定められておるところでございます。

議員が御指摘のとおり、日本では親が働いているにも関わらず貧困状態に陥っている世帯の割合が高いことが、2008年のOECDの調査でも指摘されております。この背景には、景気の悪化による親の所得の減少やひとり親家庭の増加などが考えられておるところでございます。

先ほど山下議員が、母子世帯数が123万というお話をいただいたところでございますけれども、これはちょっと古いデータになって申し訳ございませんけれども、平成22年度の国勢調査による母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯は9万世帯、合わせて85万世帯となっております。ひとり親世帯の平均収入は、母子世帯で291万円、父子世帯で455万円、児童のいる平均所得を100といたしますと、比較すると母子世帯は44.2で、父子世帯では69.1と低い数値となっております。

ですから、今は、先ほど私が申し上げた数字よりも七、八割は増えているのではないかと、そういうふうに想像できるところでございます。

また、この法律により政府は子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなけれ

ばならないとされており、大綱においては子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率等、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策、教育の支援に関する事項、生活の支援に関する事項、保護者に対する就労の支援に関する事項、経済的支援に関する事項及び調査及び研究に関する事項を定めるとされているところでございます。さらに、都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策について計画を定めるよう努めるとされております。

議員から質問のありました、町の現状の実態調査の実施と町の貧困対策の基本方針の策定については、子どもの貧困対策の推進に関する法律で、地方公共団体は基本理念に則り、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されているところでございます。町といたしましては、国が定める大綱、県が定める子どもの貧困対策についての計画を勘案しながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、子どもの教育の機会均等につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、4番の健康マイレージ事業の導入についてでございます。

健康診断や運動教室へ参加すると特典のあるポイントを付与し、楽しみながら健康と関心を深めてもらい、膨らむ一方の医療費や介護費用を抑える啓発活動について答弁をさせていただきます。

御質問のありました健康マイレージ事業を導入する自治体は、埼玉県でも相次いでおり、がん検診や特定健診などの受診勧奨や各種健康教室への参加を促し、楽しみながら健康への関心を高めていただくことを目的として行われているものでございます。

近くでは、ときがわ町や行田市、また新座市では高齢者に限定して実施しており、保健部局だけでなく、高齢者担当部局と協働しながら幅広い年齢層を対象に実施しておるところでございます。

事業の内容は、各自治体によって様々なようでございますが、健康関連の事業に参加することで決められたポイントが与えられ、貯まったポイントは自治体の施設利用料や学校や地域団体の寄附にも使うことができます。また、一定の基準をクリアすれば記念品を貰えたり、豪華景品を貰うための抽選に参加できるなどの特典が与えられておるようでございます。

上里町においては、平成21年度を境にがん検診の受診者数の増加が見られましたが、24年度には全体的に減少となっております。受診率についても7%から20%台となっており、目標とする受診率50%には手が届かない状況が続いております。受診率を上げる目的で一定の年齢層の方に無料クーポン券を配布するなどの施策が講じられておりますが、受診率に大きな変化が

出ていないのが実情でございます。

この現状を受け、平成25年度より健診の受診を一つのイベントとして捉え、多くの方が関心を持っていただくことを目的として、上里いきいきスタンプラリー事業を開始をしております。年度内にがん検診を受診された方に限定し、男性は胃・肺・大腸・前立腺の4種目、女性は前立腺を除き子宮・乳がんを加えた5種目を受けた際に、指定のカードにスタンプを押印し、全て貯まった段階でこむぎっちグッズなどの景品を差し上げています。あと一つ受診すると全て揃うので受診をしてみようかといった方も中にはいるようでございます。

5月からがん検診がスタートし、4カ月が経過した9月現在で、約200人近くの方が景品の交換に来所されております。町で実施されるがん検診だけでなく、職場や個人的に人間ドックを受診された方も対象とさせていただいておりますので、今後も積極的にPR活動を行っていく予定でございます。この事業は、御質問にありました健康マイレージ事業とは若干実施内容が異なりますが、健康行動を起こすための啓発事業として同様の事業となっておりますのでございます。

がん検診や特定健診を数多くの方に受診していただく、病気を早期発見・早期治療することで健康長寿につながり、膨らむ医療費の削減をすることが期待をされておるところでございます。今年度のがん検診の受診者数については、既に終了してある胃がん検診は約111名、肺がん検診は約70名の増加となっており、短期間ではありますが事業効果は上がっているというふうに思われておるところでございます。

また、10月の町民体育祭でデビューするこむぎっち体操を各教室等で積極的に活用し、健康保険課だけで行われている事業だけではなく、町民ハイキングや乾武マラソンなど健康体づくりを目的とした事業、高齢者がいつまでもいきいきと暮らせるよう元気はつらつ教室、笑って動いて元気教室などの介護予防事業に協働しながらエントリーできる事業を増やしていければと思っております。

今後は、町民全体の健康意識を高める目的で、全町的に上里町健康マイレージ事業が実現できるよう研究をしてみたい、このように考えているところでございます。

次に、最後になりますけれども、5の小型家電リサイクル制度の導入についての町の町内公共施設の使用済み小型家電回収ボックスを設置することについてでございます。

この小型家電のリサイクルにつきましては、先の新井議員の御質問にもお答えさせていただいたところでございますが、小型家電の回収につきましては、児玉広域圏内市町において、希少金属等の回収に有効な携帯電話やPHSなどの機器を含める方向で調整を進めておるところでございます。

携帯電話やPHSなどの個人情報を含む機器の回収に当たっては、国の使用済み小型電子機

器等の回収に係るガイドラインで回収物の盗難防止対策や管理体制、責任の明確化などが求められておるところでございます。

御質問の町内公共施設に回収ボックスを設置することにつきましては、回収方法の一つとして検討しましたが、利便性には優れておりますが、回収品の盗難などに対する安全面での対策が難しいことから、県内でも実施例の多い役場庁舎内の回収ボックスを設置することで進めておるところでございます。

また、回収した機器の処理は、国の認定を受けた事業者へ運搬や処理を依頼することになります。この国の認定作業も進みまして事業者数も増えてきていますので、運搬経費や搬入料金、安全面など十分検討して選定をしてみたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 山下議員の私に対する御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、インターネットメールとウェブの技術の利活用について、公民館等をインターネットメール&ウェブ等でネットワーク化して利便性の向上を図ることについてお答えをさせていただきます。

現在、地区公民館にはインターネット環境は整っておりませんので、講座やイベントなどの情報は公民館便り等の紙ベースでの提供となっております。本年4月、「学びとふれあいの町」を宣言し、町民一人一人が学びを通して潤いと生きがいのある町づくりを進めることといたしました。

学びの館である公民館をインターネットメールとウェブ等でネットワーク化することは、各館の情報の共有化と共に、住民の学びへの参加を促すツールとして、利便性の向上につながりますので、関係課と協議し、インターネット環境の整備に向け検討をしてみたいと考えておるところでございます。

次に、子どもの貧困対策についてのうち、子どもの教育の機会均等の施策についてお答えをさせていただきます。

上里町では、子どもの教育の機会均等の施策として、生活困窮世帯に対し、小中学校での就学に必要な費用の一部を援助を行う要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度や、学習意欲はありながらも経済的理由により高等学校以上の学校への進学が困難な生徒や学生に学習資金を貸し付ける奨学資金貸付制度を行っております。いずれの制度も申請に基づき実施されるものでありますので、制度の周知が大変重要でございます。

就学援助制度については、広報掲載や新入学児童生徒の入学説明会での保護者への通知配布並びに本年より年度初めの4月に全児童生徒の保護者へ就学援助制度についてのお知らせの通知の配布を新たに行いました。奨学資金制度も、広報にてお知らせを行っております。いずれの制度もホームページへ掲載し、広く広報に努めているところでございます。

しかし、近年の社会経済情勢の中では、学校を修了しても安定した職業に就くことが難しい場合がございますが、若年者が生活苦になることにより貧困の連鎖を断ち切れぬ要因となることのないよう、子どもたちを取り巻く環境の変化について見守る必要があると考えております。

更に、学校現場に配置されている、さわやか相談員やスクールカウンセラーの協力を得ながら、安心して学習できる精神的支援体制を充実させ、併せて進路指導の充実を行い、就学のための支援情報の提供を行うなど、保護者や児童生徒が落ちついた環境を確保できるよう学校現場への助言も行いたいと考えております。

このことから、現行の支援制度を推進しつつ、高等学校の教育を受けることができるように必要な学力をつけさせるべく、義務教育課程でできることを充実させていきたいと考えております。

以上、答弁を終わらせていただきます。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど山下議員に子どもの貧困等の施策の中で私がお話し申し上げました、その母子世帯数につきましては、山下さんの調べておる母子世帯数は親だとか、その他の人が同居している世帯の数で123万世帯ということでございまして、私は国勢調査の22年度の調査によりますとというお話を申し上げて、7割、8割は増えておるであろうというお話を申し上げましたけれども、これは完全に母子世帯、完全に母子世帯だけの数が76万世帯だそうでございます。父子世帯につきましては9万世帯でございます。その辺、訂正をさせていただきたいと思っております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2番山下博一でございます。

町長、教育長さんにおかれましては、大変詳細にわたり、また懇切丁寧な御答弁いただきましてありがとうございました。

時間が許す限り再質問のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、道路網の充実についての本庄道路のことでございます。本庄道路については、国の事

業ということで、町についてはやはりいろいろ協力体制ということ为先ほどの町長の答弁でいただきました。大変前向きな御答弁で感謝しております。

本庄道路の神流川橋の先ほど3基、橋脚の工事が入るということですが、この橋脚については、御存じのとおり70年を経過した橋でございます。国のほうもこの橋については新しく架け替えるということで、通常、町でもその橋の寿命について、いろいろ保守計画とかされておりますが、この神流川橋については70年を経過しているということでもあります。

先の東日本大震災の時に、この橋が交通渋滞に巻き込まれまして、JRの本庄早稲田駅でこの大震災の当日、帰宅困難者が約800人から1,000人出たと聞いております。この橋のところで渋滞が起きて、JR東日本高崎支社から帰宅困難者に対する支援物資を運び始めたんですけども、この橋がネックになっていて支援物資が届かなかったという話を聞いております。急遽本庄市のほうから、この支援物資を本庄早稲田駅に届けたということがありまして、やはり防災・減災といいますか、そういった面からもこの橋の架け替えは早急にする必要があるのかなと思います。

それから、先ほど町長の答弁では、6年ぐらいをこの橋の工事の目途としているということをお聞きして、非常に私としては期待しているわけなんですけど、先ほどもちょっと話しました、その東京オリンピックの開催が7年後ということで、やはりこういったこの基幹道路、こういったところを国としても早めていただけるんじゃないかと、そういった私の期待もあるんですが、この開通時期の目途について、もう一度町長から御答弁をいただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもちょっとお話しは申し上げたんですけども、非常に重要な基幹道路であるという認識は誰もが一致しているところではないかなと、そういうふうに思っております。

今日も説明会の内容を聞いておりますと、今年、橋脚の3基を建てるということですが、いよいよ始まったわけですが、橋を完成するだけでも6年はかかりますよと、そういうことですが、今後、国でどれだけの予算をつけていただけるかどうかということによっても、また変わってくるのではないかな、そういうふうにも思っておりますが、東京オリンピックが決定しまして、それらに伴って早くできればいいということで、今年も関係市町で本庄道路の促進期成同盟会が結成されておるわけですが、もちろん大宮国道事務所や国交省、財務省のほうへも陳情には行っておりますけれども、一日も早い完成をお願いをしてきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2番山下でございます。

どうも答弁ありがとうございました。

これに関連して、地元の地権者からちょっと心配といいますか、実際の地権者から見て、この用地買収とかこれから進捗して、国の予算の関係で用地買収するときに、かなり地元の条件といいますか、一つの例なんですけど、大体30平米のときに共同相続人で大体18名ぐらい、地元だけじゃなくて町外や、場合によっては海外の人もおるそうです。こういった中で、用地買収でいろいろ今後、問題が出てくることもありますので、地元としても是非この本庄道路の進捗については、町も地元も、今、町長から非常に協力していきたいという話がありましたが、地元のほうも協力する体制を考えていきたいと一部の地権者からも声を伺っていますので、是非そういったところでやっていただきたいと思います。

次に、県道22号線、上里鬼石線の延長道路の位置づけといいますか調査についてお伺いいたします。町長にお伺いいたします。

この調査につきまして、先ほどの町長の説明では、計画道路のところの測量等に入っていくということであります。今後のこの延長道路について、近隣市町との関係で、県道でなくて町の都市計画道路という話もあるようなのですが、この位置づけについて、わかりましたら答弁お願いしたいんですが。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この道路は、先ほど私が申し上げましたように都市計画決定できれば県施工でやっていただきたいと、長年の間、要望してきたところでございますけれども、都市計画決定が本庄と神川が入るわけでございますので、都市計画決定が両町によろしいですという許認可がいただけないと決定できないわけでございます。そういうことで、何年も何年も県のほうにもお願いをしてきたところでございますけれども、どうしてもできないわけでございますので、今度は都市計画決定道路ではなくて町の道路として、町道として町が国の補助金を使って整備をしようと、そういう決断をさせていただいたということでございます。その辺のところは御理解をいただきたいと思います。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 確認の意味で、そういう町の道路であるということを確認させていただきました。ありがとうございました。

この道路調査について、今後、測量、それから杭打ち等、地元の住民等のいろいろな説明等を含めて進捗させていくと思うんですが、おおよそのこの目標と申しますか、町の道路なので、町の関係で予算、国から出る交付金等を含めて町道としてやっていくということでありまして。

この道路については、県道並みの多分性格で、大型車、町道といっても大型車が入ってくる、工業団地への大型車が入ってくるということで、いろいろな条件が重なると思うんですが、この開通時期の目途について、もし、ある程度目標がございましたら御答弁お願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この道路につきましては、長年の懸案でございまして、一時、測量等も行っておるわけでございますので、どのくらいの用地、それと人家と言いますか建物、工作物、そういうものが当たるかというのは、ある程度調査しておるわけでございますけれども、今回詳細設計をさせていただくということでございますけれども、建物等に莫大な費用がかかるということで、8億から9億円ぐらいかかるであろうと、そういうふうに思っておるところでございます。

これを社会資本整備交付金を利用させていただきましてやる予定になっておるわけでございますけれども、年数におかれましては5年や6年しかかかってしまうんじゃないか。用地交渉だとかこれから、いろいろそういう壁もあるわけでございますので、できれば地元の皆さんにも協力をしていただきながら、町が全面的に事業が進捗できるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 大変どうもありがとうございました。

町の道路ということで、この工業団地と県道藤岡本庄線との間がつながることによって、生活の利便性、また工業団地の付加価値等、向上する方向に結びついていけば大変うれしいかと思えます。先の見通しが少し明るく見えてきたかなと私自身思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ウェブ技術の導入について、インターネットメールの活用について、教育長にお伺ひいたします。

先ほどの教育長の答弁では、インターネットについては公民館5館について導入を検討するよということで御答弁いただきました。

まず、そのインターネットメールをやることによって、かなり情報の共有化や情報をスピー

ド化するという点について非常に効果があるかと思えます。また、そのウェブの技術を使って、例えば公民館の各5館が連携する形でひとつ考えていただきたいと思いますのは、地区館と申しますか、地区館の住民に対しては、例えば公民館便りみたいな形が紙ベースで配布されます。だけれども、そこに住んでいない、例えば他地区の公民館活動については、やはり情報について、なかなか知ることができないという問題がありまして、生涯学習の場でありまして、皆さんがいろいろな活動に町民みずから参加したいと、そういうことがございます。

そういう中で、できればこういった5館の利用団体の利用状況とか行事、予定などを、例えば中央公民館が統括してウェブ上で掲載して、町長が先ほど言いましたフェイスブックみたいな形で情報公開していただくと、非常に活動の情報が住民から見てスムーズにいくということであると思うんですが、教育長の考えを伺います。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） インターネット環境が整うことによって、各館、地区館5館の情報が中央公民館で掌握しやすくなるというふうに考えております。

ただ、今までの地区館の運営スタイルといたしまして、地区館でやっている講座につきましては、地域の皆さん方、地区の皆さん方を対象にというのが今まで前提になってまいりました。しかしながら、先ほど学びとふれあいの町宣言という形で宣言させていただきまして、住民の皆さん方一人一人にたくさんの学習の機会を提供できるようにするという形になりますと、多少その地区館の運営方法も検討しなくてはいけないかなというふうに思っております。その方向性が定まった上には、中央公民館で情報収集して、住民の皆さん方に各館の情報、いわゆる講座情報ですとか現在の募集状況ですとか、そんなものも提供できるような形を考えていかなくてはならないなというふうに考えております。これは、これからのいわゆる検討課題として、インターネット環境が整ったところで、更に検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 教育長、どうもありがとうございました。

生涯学習と学びの場ということで、いろいろな活動が今後も進めていただくことを希望いたします。

次に、子どもの貧困対策について、町長にお伺いいたします。

まず、この貧困問題について、私自身もこういう昨今の新聞、今朝の新聞、日本経済新聞の社会面の1面に「ひとり親支援、きめ細かく」ということで、親の就業や子の悩みを解決した

いということで厚生労働省は、今日の日本経済新聞で取り上げております、来年度から離婚や死別などでひとり親となった家庭への支援を強化する方針ということでございます。福祉事務所に相談窓口等を配置して就労サポートをやるということでございます。

この貧困問題に対して、ちょっと私自身が感じたのは、3年前ぐらいですか、上里町は児童館が非常に充実したり、放課後児童クラブも非常に充実しているなという、この町自体は非常にいいと思うんですが、ある公民館とか児童館の方から、最近、町もシングルマザーが増えてきたんですねと、そういう話をお聞きして、そういう親の中でも仕事を複数持っている方がいらっしやると。そういうことで、地元の区長さんも、じゃ、鍵っ子にならないように何か集会所か公会堂みたいなところで預かるかという話もある区長さんから言われていました。

ただ、現実にもその貧困ということは、言葉としては当てはまらないなと思っていたんですが、昨今のこの法律の制定見ると、先ほど町長からも話ありましたようにかなり日本全体としては、先進国でありながら何となく貧困というものがクローズアップされてきたということで感じております。

ちょっと町長に再質問させていただきますが、今朝の新聞でもありますように母子家庭とか父子家庭、養父母家庭などありますが、実際のフォローするものとして福祉事務所があるかと思えます。ここには母子自立支援員制度というのがあるんですが、今日の日経新聞では、まだまだ福祉事務所には、あるんだけども充実していないということがあって、厚生労働省は来年100億円を計上したと、予算化したという話が出ています。今朝の新聞なので、いきなり町長に聞かれても答弁に困るかと思うんですが、こういう福祉事務所と連携したシングルマザーなり、母子自立支援員制度を今後、活用していったらと思えますが、町長の御見解をお伺いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 現在の母子自立支援制度については、母子・父子家庭の親、母親等の皆さんが抱えている暮らしや住まい、そして就労に関する相談から身の上相談まで様々な悩みや問題について相談相手となり、問題解決のお手伝いをする制度で、電話による相談の他、必要に応じては家庭訪問等もやっているようにございます。

埼玉県では、同様の制度として、各福祉事務所に女性相談員、就業・自立支援相談員が配置されておりまして、修学資金、就学支援資金、就職支度資金、生活資金等の貸し付け、DV相談、離婚等の相談にも対応しておるところでございます。

町では、この地域を担当している北部福祉事務所と連携をとりながら対応を今日までしておるところでございます。また、来年度からの実施予定されているひとり親の支援については、

埼玉県におかれましても現在検討中のことだそうでございます。今後の状況等を勘案しながら、町としても対応を考えていきたいと、このように思っております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） この子どもの貧困対策について、先ほどの町長の答弁では大変前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。

上里町から貧困の家庭なり、子どもの夢や希望に結びつくような政策を是非やっていただければありがたいと思っております。

子どもについては、少子化とは言いつつも、やはり行きたい学校へも行けない、親は大学へ行かせたいんだけども行かせることができない、そういったことのないよう、少しでも前進していったら有難いと思っております。

次に、健康マイレージ事業について、町長にお伺いいたします。

この健康マイレージについては、先ほど町長のほうから、いきいきスタンプラリーというものがある、町の検診制度も20%台とかそういったことで、がん検診や特定健診等行っているということでもあります。景品等の交換も既にされているということでもあります。

このマイレージ制度というのは、他の自治体でもやっているわけですが、こういったことについて、少し、このいきいきスタンプラリーを発展させる形で、商工会とかそういったところと連携して町の活性化に結びつく、また健康寿命といいますか、自立できる長寿という形で、町としてもこの効果そのものはあるかと思うんですが、その点について町長にお伺いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 町も今、健康な町づくりということで、一生懸命施策の中で重要施策の一つとして取り組んでおるところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、いきいきスタンププランをもう開設をしましてから、非常に検診率が高くなってきたということでございます。これは、マイレージ事業と全く同じような形の中でやっておるわけでございますけれども、今後もエントリーを増やして、もう少し増やしてやっていったら、もっと効果があるんじゃないかな、そういうふうにも思っておるところでございますけれども、これからいよいよ、こむぎっち体操も今度の体育祭で初披露されるわけでございますけれども、多く町民に知っていただきまして、町中の皆さんが、こむぎっち体操をしていきながら、元気な町づくりに推進をしてまいりたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） この健康マイレージについては、先ほど町長が言ったようにいきいきスタンププランということで、その効果が同じように上げているということでもあります。これから町のこむぎっち体操等について、大きな流れの中で健康な町、高齢者についても医療費の削減、そういったものに結びついていけばよろしいかと思えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時55分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

10番沓沢幸子議員。

〔10番 沓沢幸子君発言〕

10番（沓沢幸子君） 皆さん、こんにちは。議席番号10番の沓沢幸子です。通告順に従い、一般質問を行います。

今回の質問は、1、ごみの減量化を目指して、2、健康に暮らせる町づくり、3、潤いのある町づくりの3点であります。

それでは、1、ごみの減量化を目指してから質問させていただきます。

この夏の異常気象による大雨や竜巻の被害、体温を超えるような猛暑日の連続など、自然災害が多数発生いたしました。この原因となっているのは地球温暖化であります。

そうした観点から、二酸化炭素の削減は急いで取り組むべき重大な課題となってきています。身近でできることからやれることを行っていく、このことが重要だというふうに思います。

自治体としては、ごみを燃やすことについて徹底した減量政策をとっていくことが必要ではないかと思えます。

可燃ごみの分別項目を増やすことについて。

本庄児玉郡市のごみについては、広域圏組合で共同処理されているわけではありますが、広域圏組合においては、直接搬入されたものについては布類や紙類なども含め、できるだけ資源化できるものは業者に買い取っていただくということで資源化に努力をしているということであ

りました。

ごみ収集所に出されてしまって、混ざって搬入されては分けることができませんけれども、分別して持ってきてくれればリサイクルが可能だということです。郡内で統一して分別項目を増やせばいいのですが、上里町が率先して分別品目を増やして、ごみの量を減らすことは可能ではないかと私は考えます。

昨年の9月議会においても、私はこの問題を取り上げました。そのとき、町長は、搬入される可燃ごみはリサイクル可能な紙や布類が30から60%の割合で混入していますので、まずはこれらの分類の徹底など担当者会議等において、検討・指示してまいりたいと答弁されています。

1年が経過しているわけでありますので、担当者会議等での検討状況と上里町から児玉郡市内をリードしてごみ減量に取り組むことについての町長の考えを伺いたいと思います。

小型家電リサイクルの実施で不燃ごみを減量することについて。

小型家電リサイクル法については、午前中から2人の同僚議員も質問されているところです。2012年8月に定められ、2013年4月から施行されているわけでありますが、これまで取り組まれてきた大型家電とは別に自治体が無料で回収し、指定業者に引き渡し、資源化するという事になっています。

現在、国が示している品目は、電気機械器具、通信機械器具、電子計算機、電球、照明機械器具、時計、ゲーム機、事務用機器、医療機器、楽器、電子玩具、電動工具、附属品など96品目です。これらの小型家電には、鉄や銅、レアメタルと言われる希少な金属など、様々な鉱物が含まれています。日本全体で1年間に廃棄される小型家電は約65万トンとされています。その中の有用な金属の量は約28万トンで、金が約6,800トン、銀が6万トン、リチウム15万トン、プラチナ2,500トンとも言われ、金額にすると844億円相当であるようです。

小型家電のリサイクルを実施することは、こうした金や銅などの有用金属が回収されて再資源化されるという利点と、鉛などの有害物質が適正に処理されること、更に埋め立てごみが減るといふこと、いわゆる埋立地の延命化が図れるという3つのメリットがあります。

町長の先ほどの同僚議員への答弁でありますと、サイズの小さいもの17機器を役場で回収ボックスにて回収するという答弁でありました。家電リサイクルに取り組むという姿勢としては、評価できるなというふうに思っておりますけれども、先ほど述べましたようにしっかりと回収をしていけば844億円相当になる大切な資源でありますので、役場での回収ボックス以外での回収についてもできるだけ多く、できれば96品目全ての回収が可能になるような検討は行われたのかどうかについて伺いたいと思います。更に、その検討の余地、町長はそのことについて、どのように考えておられるのか伺いたいというふうに思います。

排出者、製造責任者についてであります。

現在のリサイクルは、住民の税金を使って自治体が行っているわけですが、排出者、いわゆる製造者責任を明確にした再利用、再資源化に切り替えることこそが、そもそものごみの減量に結びつく一番の大きなものだと思います。

町長は、前回、生産者への責任を求めていくことは広域市町村圏等においても検討していきたいと答弁されています。広域市町村圏組合での検討状況と国への対応、意見書や要望書の提出などについてどのように行ってきたのか、答弁をお願いしたいと思います。

2、健康に暮らせる町づくりについて。

「日本一お年寄りにやさしい町づくり宣言」の町に学び、高齢者向け健康教室を継続的に行うことについて、高齢者向けスポーツ支援の充実について、併せて伺います。

東京都日の出町は、これまでの高齢者の御苦労に報い、今後ますます壮健で地域社会の一員として活躍され暮らしていただくこと、そして高齢者から次代を担う若者に町の良き伝統・風習が受け継がれることを願って、平成21年4月から、お年寄りにやさしい3つの福祉施策を実施しています。

1つとしては、75歳以上の医療費を無料にしています。2つ目としては、75歳以上の人間ドック受診料を無料にしています。3つ目が健康教室の開催、高齢者向け各種スポーツの支援などにより健康管理、健康増進を図るという事業に取り組んでいることでもあります。

上里町の人口構成を5歳ごとに見た場合、今、60歳から64歳の年齢層が一番多く、3番目に多いのがその次の55歳から59歳の年齢層であります。こうしたことから、今後5年後には高齢者が大幅に増えていく見通しとなってまいります。町は、こうしたことで常々医療費や介護給付費が増大することを大変心配しておられるところです。

しかし、高齢者自身も病気になりたい、介護を受けたいと願っている人はいません。健康で長生きすることを望んでいるわけです。そこで、健康に暮らせる町づくりが大きな課題となってまいりました。

2013年厚生労働省の発表によりますと、日本人の平均寿命は、男性79.59歳、女性86.35歳で、男女ともに前回調査時より延びています。ちなみに埼玉県は、全国では23位であります。

健康な高齢者の方々が楽しめるような健康教室や健康増進事業としてのスポーツやレクリエーションなどを継続的に取り組み、特定健康診断の受診率も同時に高められるような流れをつくり出すことが重要になってきていると思います。

上里町でも、高齢者いきいき課地域包括支援係が実施している老人福祉センターかみさと荘での月1回の健康ミニ講座や元気アップクラブ、能力向上大学をはじめ、男女共同参画センター主催や中央公民館、生涯学習課などの様々な企画があるわけでありますけれども、参加者は少ないのが現状です。

参加者を増やし、さらに健康で暮らし続ける、そうした環境を広げるためにも、私は日の出町が行っているような健康増進カレンダーを公表することを提案したいと思います。

日の出町では、1年間の取り組みを4月の広報で一覧表にして住民にお届けしています。そして、詳細については毎月の広報紙で更に詳しくお知らせしているようです。

上里町でも、子どもたちの医療費の予防接種等につきましては、一覧表が生涯学習カレンダーの後ろに掲載されて予防接種等については、非常にわかりやすくお知らせされているわけがありますけれども、こうした健康事業、スポーツ・レクリエーション等の行事なども1年間が見通せるものを早目に住民に提供することによって、計画を持った参加の取り組みが図れていくのではないかなというふうに思うところです。

また、スポーツ支援におきましては、新たなスポーツの提供、室内でも気軽にできるようなものなど増やすと同時に、道具購入費の補助または貸し付けなどの充実についても、御配慮いただければいいのではないかなというふうに考えています。

血糖値検査機及び血圧検査機を公共施設に設置することについて。

日本人の死因のトップはがん、次いで心疾患、脳血管、この3疾患での死因が半数を占めるということは、もう多くの方々の承知するところであるというふうに思います。

この三大疾患の原因となっているのが糖尿病や高血圧などの生活習慣病です。気軽に自分の健康状況をチェックする機会を増やし、早目に治療するなどの予防につながるように公共施設へ血糖値検査機と血圧検査機を設置していただきたいというふうに提案したいと思います。

血圧計は、どこに置いても自由に安全に測ることが可能であるわけですが、血糖値検査機につきましては、1回ごとの検査のたびごとに針の交換が必要になります。そのために、自由に設置しておくということは大変難しい面もあるわけですが、安全に配慮しながら設置していくこと、そのために町役場の受付で測定を希望する方が声をかけていただいて測っていただく、そういうことで実施してはどうかというふうに提案するところであり、答弁をお願いしたいというふうに思います。

3、潤いのある町づくり。

大人にも子どもにも魅力的な公園を作ることについて、また、順番が飛びますが、烏川・神流川総合公園計画を推進することについて併せて伺いたいというふうに思います。

上里町の公園は、町民1人当たりの面積は、烏川・神流川総合運動公園が66.4ヘクタールと広大なため、1人当たりの都市公園面積は21.38平方メートルになっています。平成21年度の統計資料の県平均6.8平方メートル、全国平均9.6平方メートルに比べても数字的には大変高いわけです。しかしながら、身近にゆったりと過ごせる公園が少ないため、公園が多いという実感は伴わないものになっています。

公園には、いろいろなタイプがあると思います。9月議会の補正予算で、駅南の公園整備の計画策定のための予算がつかしました。地域の住民の意見を聞きながら、地域の皆さんに利用される公園にしたいということで、大変楽しみにしています。

今回このように計画されている公園のように、住宅地の身近な場所で気軽に利用できる街区公園と同時に、若干住宅地を離れた場所であっても、大人から子どもまで1日のんびりと楽しめるような総合的な広い公園が、上里には整備されておりません。総合公園についての町の考え方を伺いたいと思います。

さらに、烏川・神流川総合公園計画は、数十年前からあるものですが、もう何十年来手つかずに来ていると思います。第4次上里町総合振興計画に基づいて、平成24年3月策定の後期基本計画では、烏川・神流川総合運動公園や街区公園及びその他の公園、緑地の整備を計画的に進めますとなっています。烏川・神流川総合公園の整備についての計画はどのようになっているのでしょうか。伺いたいというふうに思います。

五明地域の上里町サービスエリア周辺地区整備事業では、産業団地の2区画が売れ、約2年後の平成27年12月には（仮称）上里スマートインターチェンジが供用開始予定となっています。その周辺の河川敷周辺から計画的な公園化を図っていければ、いいのではないかと思いますけれども、町長の考えを伺いたいと思います。

計画的に街路樹を増やすことについて。

上里町の街路樹は、近年新しくできた道には見られるわけですがけれども、近隣の自治体に比べ、大変少ないように思います。田や畑などの小さな緑は広がっていますが、大きな木は少なく、山がないことも緑の豊かさを実感できない町となっています。

これも第4次総合計画でありますけれども、「人と自然が響きあうハーモニーガーデン上里」という将来像を示し、今後は緑の基本計画を策定し、同計画に基づき地区の偏在を解消しながら地域住民に応じた公園、緑地の整備を図るとともに、各公園を拠点とし、河川、水路や農地、街路樹などによる緑の帯を幾十にも形成し、いわゆる緑のネットワークを図っていくとしています。

既にできている道路に街路樹を等間隔で植えていくことは、道路も狭く、十分整備されていない道路も多い中で大変難しいことだと思います。そこで、私はポケットパーク的に街路樹を増やしていくことを提案したいと思います。

第4次総合振興計画でも述べているように、計画的に進めていかなければなかなかはかどってまいりません。緑の帯を幾十にも形成する、そうした子どもたちにもお年寄りにも心の豊かさが提供できるような素晴らしい環境に是非していただきたいなというふうに願うところです。

町長の答弁をお願いし、第1回目の質問とさせていただきます。答弁をよろしく願いいたします。

議長（高橋正行君） 10番沓沢幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓沢議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1つ目のごみの減量化について、の可燃ごみの分別を増やすことについてでございますが、可燃ごみの中から資源ごみへ分類してリサイクルを行うものとしては、紙ごみや衣類などの布ごみが有効なものとなりますが、上里町では段ボールなど紙類や布類がPTAなどのリサイクル団体が集団回収して実施しているところでございます。小山川クリーンセンターへ搬入される可燃ごみに含まれる紙ごみや布ごみは、焼却処理されて電力としてエネルギー回収されておりますが、個人搬入された場合につきましては搬入時に分別し、リサイクルをしておるところでございます。

紙類や布類を町が資源回収して実施した上で問題点がありますのは、リサイクル活動による回収量に影響を及ぼすことや回収のための費用が必要となることでございます。それ以外に、小山川クリーンセンターには、紙類や布類を保管する場所や施設がないといった大きな問題があります。現在、小山川クリーンセンターには、空いたストックヤードがなく、施設を設置したときの条件などから新たな保管施設等を設置する場所がなく、資源回収の品目を増やすことができない状態であります。このため、紙類や布類などの分別回収を実施する場合は、町単独で保管施設を確保して回収を行うこととなりますので、整備費や委託料、人件費など多大な費用が必要となるわけでございます。担当者会議をさせていただいたところでございますけれども、現状では新たな資源回収を行うことは、できないものと思っておるところでございます。

次に、の小型家電リサイクルの実施で不燃ごみを減量することについてでございます。

小型家電リサイクルにつきましては、新井實議員や山下議員の質問でも回答させていただきましたとおり、役場庁舎内に回収ボックスを設置して、小型の電子機器を回収する予定としております。今回設置を予定しております回収ボックスの投入口の大きさは15センチ掛ける25センチで、これ以下の大きさのものが回収の対象となります。そのため、質問にあります小型家電リサイクルの実施で不燃ごみを減量するまでにはいかないと考えられます。

また、今回の小型家電の回収を検討するのに当たり、不燃ごみの中の扇風機や電子レンジなどの家電製品の混入量を調査いたしました。調査の結果では、回収量360キログラムに対しまして家電製品は30キログラム、割合にして約8%という結果で、予想よりも少ないものであります。これらのことから、すぐ不燃ごみの収量が減収し、収集回数を減らすまでには至ら

ないものと考えております。

また、これにより不燃ごみの収集回数を見直して資源回収を実施することは、先の質問でもお答えしたとおり小山川クリーンセンターの状態から、できないのではないかなというふうに思っておるところでございます。

次に、排出者責任についてでございますが、事業者の責務につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、その製品・容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になるとの内容にしなければならないとされております。これは、製品や容器等が処理困難物とならないようにすることが求められているもので、使用済み容器等の回収などの責任は定められておらないところでございます。

また、容器リサイクル法では、市町村が収集した後のリサイクルについては、容器包装事業者にリサイクルの義務を課す拡大生産者責任を導入しておりますが、分別回収は市町村の責務であり、市町村が回収したものを関係業者が再生することとなりますので、回収に対する責務はないわけでございます。

家電リサイクル法にありますように、購入者が処理費の一部を負担し、製造者が処理を行うといった方法や、容器類へのデポジット制などの方法もありますが、対象は限られたものになります。製造や販売を行った者への排出責任を求めることは、国の法律が定める範囲を超える責務を町が求めることとなります。この件につきましては、広域市町村圏組合の中でも検討いたしましたましたが、市町村や広域圏で検討し、結果の出るものではないという結果になっておるところでございます。

次に、2番の健康に暮らせるまちづくり、の日本一お年寄りにやさしい町づくり宣言の町に学び、高齢者向け健康教室を継続的に行うことについてでございます。

この日本一お年寄りにやさしい町づくり宣言は、お年寄りの方々については、幾多の風雪と厳しい試練を乗り越えて暮らしを支え、家庭、家族を養い、家族のため、地域のため、町のために献身的な努力を尽くされてこられた方々でございます。町民の皆さんと日の出町の今日があるのも、これらお年寄りの活躍があったればこそと、東京都日の出町で提唱されました。

この宣言に基づきまして、日の出町では、参加しやすい日程、夜、休日などに健康教室を実施したり、健康づくり推進員が地域で活発に健康づくり事業を行ったり、積極的に高齢者の支援を行っているようでございます。

当町におかれましても、介護保険制度の中で、65歳以上の高齢者を対象として、国の地域支援事業を受けて介護予防対策に取り組んでおるところでございます。今年度既に始まっている事業でございますが、具体的には、かみさと荘において、健康ミニ講話と題して、月1回、ひざ痛体操や熱中症予防といった高齢者の健康に関する内容で、町の保健師が講演を行っておる

ところでございます。

また、「笑って動いて元気教室」と題しまして、小学校地域の会場を用意して、5会場で会場第4回、専門の講師に依頼し、先生から生き生きと生きる秘訣を伺ったり、座ったままでの簡単にできるゲームや軽い運動を行い、脳を活性化したりリラックスできる教室を開催しております。

また、介護サービスを利用する可能のある高齢者に対しましては、「元気はつらつ教室」と題して、栄養、運動、口腔を合わせた総合プログラムで、男女共同参画推進センターにおいて7回、栄養指導や運動指導を行っておるわけでございます。

また、平成17年度から、筋力アップ体操の普及に努めております。この筋力アップ体操は、町のカレンダーに掲載しておりますが、高齢者の転倒予防、寝たきり予防を目的に、旧鬼石町と群馬大学が共同して実施している体操で、鬼石モデルと呼ばれ、転倒予防、筋力アップ等の介護予防効果の実証されている体操でございます。

当時、老人クラブで希望のあったグループに対して、10種類に及ぶ筋力アップ体操を指導しました。その指導は、住民主導型、グループごとに自主的に集まり、地域で実施しているところに町から保健師が訪問し、適宜指導を行うというような形で支援を続けております。現在は5つの地区老人クラブを支援しておるところでございます。

また、60歳以上の高齢者に対しましては、老人クラブ活動を支援しております。この中でスポーツ事業といたしましては、グランドゴルフ大会を年2回、生きがい事業といたしましては、カラオケ大会を年1回実施しております。今年度から始めます、こむぎっち体操につきましては、老人クラブの中に指導者を養成していただき、地区老人クラブ単位で地域ごとにその普及をし、健康づくりに活用していただければと思っておるところでございます。

次に、 他市町村の状況はどうかというような御質問でございます。

秩父郡小鹿野町や長野県佐久市などにおいて、健康補導員というボランティアを地域が配置して、町が行う住民の健康生活推進のための健康事業について理解を深める保健補導員が自ら健康や生きがいについて学ぶことで、健康意識を高め、自分の家庭、そして地域に広める健康補導員の経験者を地域に蓄積していくことで、町全体の健康意識を高めるといった健康づくりに取り組んでいる事例があります。

当町においては、健康体力づくり推進協議会があり、地域から役員が選出され、各種スポーツ健康に取り組んでいただいております。

また、先ほど沓沢議員の御提案でございました、日の出町の健康増進カレンダー等につきましては、今後検討させていただきたい、このように思っておるところでございます。

次に、 の高齢者向けスポーツ支援の充実についての質問にお答えをさせていただきたいと

思います。

高齢者のスポーツについては、日頃、運動不足に陥りがちな高齢者に対し、運動することを通して体力維持、健康づくりについて進んで取り組む意欲を高めるとともに、生活習慣病を早期予防、寝たきりの予防、高齢期の生きがいづくりなど、様々な観点から支援が必要であると感じております。

御質問の高齢者のスポーツ支援の充実につきましては、教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、 の血糖値検査機及び血圧検査機を公共施設で設置することについて答弁をさせていただきたいと思っております。

御質問のありました血糖値検査機及び血圧検査機を公共施設に設置することについてでございますが、数年前まで現在の健康保健課のカウンターの前には自動血圧計の設置がされておりました。血圧計の計測値の記入用紙の交換などは行われておりましたが、機械のメンテナンスの問題や計測値が高く出るなどの問い合わせが多く、測定環境が整わないことから、撤去をしておるところでございます。

近年、一般の人でも手軽に利用できる血糖値測定機や血圧機が普及するようになり、測定機を用いて血糖値や血圧値を家庭で測る人が増えてきております。購入される際の価格も以前と比べると比較的安くなり、操作も簡単でとても使いやすく、種類も各メーカーからいろいろなタイプも出てあったり、自分に合ったものを選んでいる方も多いのではないのでしょうか。

糖尿病や高血圧で医療機関に受診されている方は継続的に血糖値の検査や血圧測定を医師から指導され、記録したのもも治療の参考にされていると思っております。普段から自分の血糖値や血圧等を正確に把握し、それを治療に生かすことが最大の目的ではないかと思っております。

医師の指示のもとに行われておる場合は問題ありませんが、血糖値や血圧値を自己測定する場合には、デメリットもあると言われております。便利で手軽なのは良いことなのですが、その手軽さ故に判断を誤る場合も考えられるようでございます。

また、血糖値測定機につきましては、血液を用いる検査のため、毎回穿刺用の針を交換し、使用しなければならず、交換した針等の廃棄物管理など課題となりますので、感染症予防の意味からも公共施設での設置は、望ましくないのではないかと考えておるところでございます。

血圧測定機につきましてはですが、出掛け先で気軽に血圧を測定したいと思う方も多く、設置に向けての再検討は必要と思っております。しかし、血圧は1日のうちでも変動があると言われて、動作後や環境にも大きく左右されることの要素が高く、測定値の判断が難しくなっております。このようなことから、前回撤去した経緯を踏まえ、今後の設置について慎重に検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、3の潤いのある町づくりについてという御質問でございます。

の大人にも子どもにも魅力的な公園を作ることと 烏川・神流川総合運動公園計画について、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

初めに、町の大規模な公園の整備状況ですが、上里町烏川・神流川総合運動公園内側にゴルフ場が約54ヘクタール、野球場、ソフトボール場、木製遊具や整備された忍保パブリック公園が約9.6ヘクタール、宮多目的広場サッカー場が1.8ヘクタール整備されて、これ以外に長久保公園1.2ヘクタールや堤遊水池グラウンド、金窪城址公園、柿の木公園など整備されております。

上里町での公園は、住民からの要望もあり、運動公園として整備されたものが多いのが現状であります。議員のお話しされた大きな公園等におかれましても、遊具や水遊び、バーベキューや運動ができ、子どもから大人まで一日楽しめるような公園があったらということだと思います。公園が欲しいという御要望は多くの町民の皆さんからいただいております。しかし、大人にも子どもにも魅力的な大規模な公園は、その整備や維持管理に莫大な費用が必要となります。町では、中学校建設やスマートインターチェンジを含む道路整備など大きなプロジェクトが取り組まれておるわけございまして、大規模な公園を整備することは現時点では難しい状況でございます。

しかし、現在、町で整備を計画しておる公園でございます、本定例会で神保原駅南土地区画整理事業区内の7,500平米と1,500平米の2カ所の公園基本設計の補正予算を計上させていただき、議決をいただいたところでございます。

この2つの公園の基本設計に当たっては、地域住民によるワークショップを行い、公園の計画づくりから住民の皆さんに参加をしていただきます。子どもを持つ親、お年寄りなどに参加をしていただき、予算などの制約がございますが、できる限り地域の皆さんに喜んで利用していただける公園にしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、スマートインターチェンジが計画されている上里サービスエリア周辺の神流川河川敷に遊歩道を整備し、花を栽培したらどうかという御提言でございます。

昭和62年に制定した上里町烏・神流川総合運動公園基本計画の中で、上里サービスエリア周辺が遊具健康ゾーンとして位置づけられ、週末などグループや家族ぐるみで一日ゆっくり楽しめる空間として、イベント広場、健康広場、お花畑の広場、いたずら広場を配置するとしております。河川区域であり、高崎河川国道事務所が河川環境整備事業として実施していただける場合もあるようでございます。スマートインターチェンジの開通後の利用台数や農村公園の整備状況など踏まえながら、国と河川環境整備事業等について協議をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

最後になりますけれども、計画的に街路樹を増やすことについてにお答えをさせていただきたいと思います。

街路樹には、大気の浄化、路面の温度上昇の緩和といった沿道の良好な環境づくりに効果があるほか、道路空間に親しみと潤いを与えるなど快適なまちづくりを進める上で重要な要素と考えております。

議員の御提案のとおり、街路樹の木陰はこの夏のような厳しい猛暑の中、強い日差しを遮り、登下校の児童やお年寄りが一息つけるような場所にもなるなど、熱中症予防の観点からも有効なものと考えております。

町では、神保原駅南土地地区画整理事業で整備した幹線道路に街路樹を配置しており、また、古新田四ッ谷線についても三軒地内に通学児童や散歩する方などが一休みできるようなポケットパークを整備し、しだれ桜やサザンカ等を植樹したところでございます。

しかしながら、一方では、樹木は枝の剪定や落ち葉などの片づけ、害虫の駆除等、維持管理について町に寄せられる要望や苦情も非常に多く、その維持管理に費用もかかります。また、台風等の強風により道路に倒れて事故につながるなどリスクもあるわけでございます。

町では、道路沿いに街路樹を植えていく計画は現在のところございませんが、道路沿いでスポット的な植樹ができる場所につきましては、地域の要望があれば維持管理も含めまして地域の方々の御意見を伺いながら検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 沓沢議員御質問の健康に暮らせる町づくりについてのうち、私に対する 高齢者向けスポーツの支援の充実についての質問にお答えさせていただきます。

日本の高齢者人口は、団塊の世代が65歳になる平成27年には3,395万人に達し、いよいよ本格的な超高齢社会に突入いたします。質の高い生活を享受しながら心身ともに健康で自立した生活を営むことができる健康寿命の延伸が誰もの願いであると考えています。

高齢化の急速な進展に伴って、高齢者に対するスポーツ教室の開催や老人クラブなどの活動の一つにスポーツを位置づける自治体が大変多くなってきております。

現在、町で行っている高齢者対象のスポーツ教室は、各地区公民館のせせらぎ大学でのグラウンドゴルフ教室、高齢者限定ではありませんが高齢者の方の参加が多い夏山ハイキング、町民ハイキング、歩け歩け運動などとなっております。また、高齢者の会員の方が活躍されているレ

クリエイション協会の育成にも努めておるところでございます。

今後は、こむぎっち体操の普及とあわせ、高齢者向けスポーツのニーズを考慮したスポーツ教室の開催や、ニュースポーツの紹介など、健康寿命を維持ができる高齢者向けのスポーツ振興と支援を関係課と連携をとりながら推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 10番沓沢幸子議員。

〔10番 沓沢幸子君発言〕

10番（沓沢幸子君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ごみ問題についてでありますけれども、PTA等のリサイクル協力団体の方たちが集めてくださっているのということがありますけれども、やはり非常に地域的においても小学校、中学校でやってくださっているわけであります、2カ月、3カ月置きに1回ぐらいのペースないしは間隔が空くときには三、四カ月、空くというような形で行っていただいているわけで、そうした間にごみステーションにやはり束になって新聞紙が捨てられてしまったりしていることも多々見受けられるわけなんです。そこで、町が分別を増やす、そういうふうに行っていただければありがたいなというふうに思っています。

ごみの量的に見ましても、若干減少傾向にありましたけれども、24年度は上里町を含め、各自治体の可燃ごみは増えています。そして、ごみを燃やす、熱の有効利用ということもありますけれども、それよりも自然環境を考えたり、焼却灰の処理、焼却灰は再リサイクルしていただくように民間に委託しているようでもありますけれども、煙突についた飛灰などは再リサイクルもできずに、やはり民間にお願いして他市町村に埋めていただいているのが現状だというふうに思います。

環境問題全体からいっても、やはり収納場所がないというのではなくて、燃やす場所は3サイクルあるわけですから、ごみが減れば1サイクルで燃やす場所が可能になってくる。1サイクルを回転して運転を休めながらやっていけば、3サイクル目のもう一つは浮くことになるわけですね。だから、今現状の問題で無理無理と言っているのは、いつまで経っても燃やすことから離れないんじゃないかなというふうに思います。根本的に減らす意思があるのかどうか、それが問われてくるんじゃないかと思いますが、町長の昨年のお答えでは、いわゆるリサイクル可能な紙や布が30から60%の割合で入っている、この2つを始めただけでも大変大きなごみの減量になりますし、新たに包装部分をもう少し増やせば、ごみの減量は大変大きいのではないかなというふうに思います。

そうしたところまで検討されたのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） このごみの減量化につきましては、P T Aが小中学校のP T Aの皆さんがやっているのは年に3回から4回だと思えますけれども、その他にも31団体の皆さんがやられておるわけございまして、かなり字単位ぐらいいでもやられているのではないかな、そんなふうにしておるところでございます。

確かに沓沢議員がおっしゃられるように、分別してやればいいんだろうというふうには思いますけれども、それを町がやるということになりますと、それなりにまたお金もかかってくる。P T Aだとかそういうリサイクル団体の皆さんがやられるのは、そういった人件費だとか置く場所だとか、そういうものが不要になるわけでございますから、全くそういったお金は必要ないというふうに思いますけれども、町がここへ持ってきてくださいとそういうことになると、いろいろそういった部分では経費もかかっていくと、そういうふうにしておるところでございます。

そういうことで検討をさせてきていただいたところでございますけれども、しばらくの間、当分の間はちょっと無理であろうと、そういう結論に達しておるところでございます。

議長（高橋正行君） 10番沓沢幸子議員。

〔10番 沓沢幸子君発言〕

10番（沓沢幸子君） ごみを分別するという事は、いわゆる、それこそ自助、共助、公助のサイクルにすごく合致することだと思うんですね。住民の皆さんに御理解いただいて協力していただく。ただ燃やして環境的にも良くない、そして灰も出てきて、それをさらに最終処分場のほうにお願いしなくちゃいけない、そういうサイクルを、そこにお金をかけるよりも、資源化して生きていくことにお金をかけたほうが有効的なわけでありますので、もう少し根本的な議論を引き続き、広域市町村組合のほうでやっていただければありがたいなというふうに、これはお願いしたいというところです。

このことについての答弁もお願いしたいわけなんですけど、小型家電リサイクルの実施の部分におきましても、非常に実施することはいいんですけれども、15掛ける25センチの本当に小型部分の受け入れのみでスタートするようではありますが、先ほど360キログラムに対して30キログラムでしかないんですよということでありましたけれども、それはたまたま、測ったときがそうであったかもしれないんですけれども、やはり金額にすれば積もり積もっていくという、そういうところを押さえていくことが重要でありますし、ただ、不燃ごみであれば埋め立てていくということになりますから、その埋立地もどんどんいっぱいになっていくわけでありませ

し、その埋めることによって地下に有害なものが蓄積される、そういうこともあるわけですので、やはりこの法律の目的に沿って最大限の実施方法を検討していただきたいなというふうに思うんですね。

だから、情報が守られなければいけないようなものは、町のちゃんと安全に回収できるところでボックス回収をするというのは、それは納得できますけれども、例えば電子レンジであるとか扇風機であるとか炊飯ジャーであるとか、ありとあらゆる、先ほども述べましたけれども、ゲーム機、時計、楽器、電子玩具、電気工具、そういう96品目が当面の対象として挙げられているわけでありますので、それらについては毎月でなくても年に何回、所定の場所で回収するなど、様々な回収方法はあると思いますので、更なる検討をお願いしたいというふうに思いますけれども、町長の答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもお話し申し上げましたけれども、このボックスの回収できない、いわゆる先ほど沓沢議員がおっしゃられておりましたようなパソコンや扇風機など家電製品類の収集につきましては、収集所での回収では持ち去りなど、そういう問題があるわけですので、リクエスト収集や回収日を設けるなどの別な方法を検討していきたい、このように考えておるところでございます。

小型家電の回収につきましても、将来的には、より多くの品目と回収を行う必要がありますので、効率的な安全な方法で実施してまいりたい、このように思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓沢幸子議員。

〔10番 沓沢幸子君発言〕

10番（沓沢幸子君） 私がちょっと勘違いをしたのでしょうか、17品目以外にも96品目を全て対象として、個別回収ないしは所定の場所を決めての回収は同時に実施されるということで解釈してよろしいのでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 回収ボックスにつきましては、17品目ということでございます。そのほかの家電につきましては、先ほど申し上げましたように少し検討してまいりたいと、そういうふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓沢幸子議員。

〔10番 沓沢幸子君発言〕

10番（沓沢幸子君） じゃ、私の勘違いでした。是非、最大限集められるようにPRも兼

ねて行っていただきたいというふうに思います。

私は、やはり削れるべくところを削って、そして不燃ごみはこうした家電類等、また缶ですね、夏とか非常に多かった缶類が徹底的にリサイクルされれば、本当にすごく少量になると思うんです。家庭でも、不燃ごみのごみいっばいに出すようなことはかなり困難です。そんなに溜まらないです。缶類をきちっと分別していれば、ですから、やはりPRを行いながら、不燃ごみの回数を最終的には徹底したリサイクルができれば、月1回でも可能ではないかなというふうに思っています。

そして、それで浮いた運搬料を逆に可燃ごみを分別収集で増やしていく、そういうところにお金の使い道が変わっていくような流れに、是非努力していただきたいと思うところです。

排出者、いわゆる製造者責任でありますけれども、国もこのことについては、リサイクル法をスタートしたときからうたっているんですね。だけれども、きちっと責任を問われていないために、自治体や住民のお金でリサイクルが今のような形で進んできていると思います。国もこのことの重大性については認めているわけですね。リユースに切り替えて、そのためにはやっぱり製造元でリユースできるものに切り替えていく責任があるということも認めているわけですので、やはりリサイクルをどんどんしてくださいということは、そういうものが売られているからリサイクルが必要になっているわけであって、製造元がそういうものを作らずにリユースできるものを作ってくれば、自治体の税金がそこに使われなくて済むわけでありますので、そうした声は是非、意見として上げていって、国の法律になかったならば、法律に書きかえてもらうような意見が上げられるというふうに思いますので、国もそのことは重々認めているわけでありますので、是非それお願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 国や県の製造責任、製造者の責任を求めていくということのなかなか機会がございませんけれども、国や県などの調査の際の要望事項として意見を上げてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

また、機会がございましたら、広域圏でも相談をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓沢幸子議員。

〔10番 沓沢幸子君発言〕

10番（沓沢幸子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、町の財政も大変厳しい状況にありますし、やはり徹底した無駄なものは省く、そしてそういうものをやっぱり健康に暮らせる町づくり、そういうところに生かしていければいいなと

いうふうに私は思っています。

東京都日の出町も簡単に医療費を無料にしたり、人間ドックの受診料を無料にしたりしているわけではなくて、そこに到達するまでのやっぱり予防医療に大変長い間力を注いできている自治体であります。

また、この長寿日本一の里ということで、長野県の松川村などもありますけれども、本当に健診受診率ですね、50%を超えているんです。長野県は長寿の町がすごく多いんですけれども、隣の池田町でも特定健診の受診率は5年前が54.6で昨年度は65%まで引き上がったそうです。その結果、昨年度は前年度に比べて医療費が半分近く減っているということでもあります。大変素晴らしいですね、生き生きとして皆さんいるわけです。

この長野県の教訓からいきますと、受診率が50%を超えたのが5年続くと医療費が下がるといことだそうなんです。それで私は、受診率のPRもやはり健康学習とかそういう様々なところで住民が学び合うことから生まれてくるんじゃないかなというふうに思っています。

先ほど町長は、日の出町の健康増進カレンダーも検討してみたいと言っていましたけれども、非常に見やすく、上里町の生涯学習カレンダーも大変、全部網羅していて素晴らしいんですけれども、ちょっと字が小さかったり、お年寄りの方、パソコンとかインターネットの話も出ていましたけれども、高齢者の方には、やはりこういう紙のお知らせが、まだ有難いかなというふうに思っています。

広報で簡単にお知らせが来て、楽しみにして参加できたり、計画を持って、何月にはこれがあるんだ、そうすると月々の広報にそれがきちっと詳しく掲載されるというふうになっていますので、参加率を高めたり、非常にいい企画をしていただいているんですね、審査をしましたけれども。だけれども、残念ながら参加者が少なかったり、受診率も非常に上里町、まだ低くて残念だなというふうに思っています。そこをお金もかからずに参加者を広げて、受診率も引き上げて、健康な町づくりができたならというふうに望んでおりますので、その辺、再度答弁をお願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町におかれましても、先ほど来、お話に出ておりましたように、一生懸命健康体力づくりのために努力をしておるところでございます。

受診率の目標は、もちろん上里町も50%ということでございますけれども、今のところ32.8%だそうでございますけれども、その50%の目標に向かって、今後努力をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓沢幸子議員。

〔 10番 沓沢幸子君発言 〕

10番（沓沢幸子君） 血圧測定機なんですけれども、確かに高血圧であったり、自分が血糖値が高いと思っている人は自らも購入して自宅に持っている場合も多いと思います。しかしながら、結構自分は健康だなと思っている人というのは購入してはいないんですよね。そこで、やはり公共施設に一つ置くことによって、それがすごく正しいわけじゃなくても、ちょっと測った結果、高目に出たら、ちょっと受診してみようかなという、そういうきっかけづくりになるという点で非常にメリットがあるというふうに思っています。

血糖値のことも私も非常に調べて気になったんですよね。血液を使うということ。ですけれども、わりかし高いとわかっている人は買って持つんですけれども、そうじゃないとなかなか購入してまでは測らないんですよね。それで、やはり予防につながったり、高目に出れば受診したり、健康予防に気をつけるということになりますので、ちょっと面倒くさいかもしれないんですけども、受付の方をお願いをして、針は廃棄しなくちゃいけないんです。でも、どこで測ってもその針は廃棄しなくちゃいけないわけなんですよね。それで数多くの方が、ああ、自分もちょっとチェックした結果、高かったんだというきっかけづくりで、次の段階に、健康管理のために、じゃ買ってみようかとか、病院に行ってみようかとなる、そういうきっかけになればいいんじゃないかなというふうに思って提案したんですけども、再度答弁願えればと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

町長（関根孝道君） 血圧計につきましては、以前、先ほどもお話し申し上げましたけれども、以前しておりましたけれども、非常に血圧計がちょっと高過ぎるんじゃないかと、そういったお話等も非常にございまして、今、やめておるわけでございますけれども、本当に役場へ来るとか保健センターに来た人たちが手軽に血圧を測れると、そういう意味では参考になるというふうに思いますので、血圧計については、検討させていただきたいというふうに思っております。

また、血糖値につきましては、先ほど針の処理、そういうものも、医療処理というものは普通のごみ処理とは全く違いまして、そういう問題も非常に大きいわけでございます。これは血糖値が測れるものがあれば非常に住民の皆さんも便利でいいと思いますけれども、その辺の処理のこともございまして、少し研究をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓沢幸子議員。

〔 10番 沓沢幸子君発言 〕

10番（沓沢幸子君） 公園についてでありますけれども、第4次総合振興計画で烏川・神

流川総合運動公園について、計画的に進めるということで、やっと動き出すのかなという期待もありました。たまたまサービスエリアの地域ともつながるところでありまして、住民も非常に総合公園に対する期待は大きいものがあります。

特に子どもさんを遊ばせたいという年代の親御さんたちは、伊勢崎市だとか本庄の総合公園とかを利用させていただいているのが現状なんですね。そうしたことから、維持管理ということをおっしゃいましたが、私は有償ボランティアだとか、やっぱり元気に働くとか体を動かす、スポーツをする、人と触れあって学ぶ、そういうことが健康づくりに非常につながっていくというふうに思いますので、遊具とかがなくても、小山があったり、花があったり、散歩道があったりという、そういう公園こそが自然の中でゆとりを持って、一日ゆったりと過ごせる素晴らしい公園じゃないかなというふうに思っています。

そういうところの管理を希望する方、近くの仕事を退職したけれども余力がある方、そういう方をお願いしていくということは、その人たちの収入にもなりますし、また、生きがいにもつながると思いますので、余り維持管理費にお金をかけるということを方向転換をするというんでしょうか、そういう形での公園づくりを考えていただいてもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 伊勢崎市や本庄市にあるような公園、本当にこれはできればいいなと、そんなふうにも思っておるところでございますけれども、非常に厳しい財政状況の中で、今、ここでそういった総合公園をつくるというのは非常に難しいかなというふうに思っておるところでございますけれども、先ほどお話を申し上げました駅南の区画整理の中で7,500平米と1,500平米の2カ所につきましては、住民の皆さんの意見を聞いた中で設計をしていきたいというふうにも思っておるわけでございます。

そういった中で、また、神流川の沿線のところも、高崎の河川局のほうから、前、上里町もそういう遊歩道的なものをつくったらどうですか、というようなお話もあった経緯もございません。ただ、あそこはもう、以前からハイウェイオアシス構想、そういうものがございまして、それが整備されてから、また相談をさせていただきます、というようなお話もさせてきた件もございまして、今回スマートインターが開通できますれば、その辺のところも積極的に推進が図れるように、というふうに思っておりますので、国の予算でできればありがたいというふうに思っておりますので、積極的に働きかけてまいりたい、このように思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓沢幸子議員。

〔10番 沓沢幸子君発言〕

10番(沓沢幸子君) ありがとうございます。

やはり総合公園なども計画をしてから、また何年もかかることでありますので、もう27年度を目途にハイウェイオアシス、いわゆるスマートインターのところの事業が一定の目途を立てていくわけでありますので、早急にこうした第4次総合計画に基づいて着手をしていただければありがたいなというふうに思います。

街路樹につきましても、やはり味気ないんですね。特にこの暑い夏、子どもたちも本当に帰るときの時間が非常にまだまだ見えていて大変つらい時間帯だなというふうに思っています。

町長も、住民の声があればということでありますけれども、やはり町のほうからもスポット的に、ここなら大丈夫じゃないかとか、あと町の用地、そういうところで、地域の方にお願いできる場所等があれば、やはり計画的にそれも、逆に住民のほうに声をかけていくなどのPRをしていただければなというふうに思います。

以上をもちまして終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

議長(高橋正行君) 10番沓沢幸子議員の一般質問を終わります。

散 会

議長(高橋正行君) 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時6分散会